資料6-3

次期（R8～R12）最上川下流・赤川流域の減災に係る取組方針（改定案）

最上川下流・赤川大規模氾濫時の減災対策協議会

1. 取組方針の改定の経緯

○ 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生。
また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生。
→　平成27年12月10日　社会資本整備審議会答申「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」
→　平成27年12月11日　国土交通省は「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、令和２年度を目処に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととした。

・平成２８年５月３０日　最上川下流・赤川大規模氾濫時の減災対策協議会の設立
・平成２８年８月２５日　最上川下流・赤川流域の減災に係る取組方針の策定（第２回減災対策協議会）

○ 平成28年8月、台風第10号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生。
→　「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、国土交通省は緊急的に実施すべき事項について「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（以下、「緊急行動計画」という）」をとりまとめた（平成29年6月20日）。
→　水防法の改正（平成29年6月19日施行）。直轄河川の減災対策協議会を水防法に位置付け。この取組を都道府県管理河川にも拡大。

・平成２９年　５月３０日　県管理河川を追加（第３回減災対策協議会）
・平成２９年１１月２７日　県管理河川の追加に伴う取組方針の改定

○ 中国・四国地方に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨をはじめとする大規模水害の発生。
→　平成30年12月13日　社会資本整備審議会答申「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」
多くの関係者 の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急 的に図るべき
→　国土交通省　緊急行動計画を改定（平成31年1月29日）
→　国土交通省　通知「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成31年 3月29日）

○ 令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚な災害が頻発。
→　令和2年7月　社会資本整備審議会答申「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」答申
→　国土交通省は、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進。防災・減災が主流となる社会を目指す。

○ 平成30年８月、最上川下流で 洪水。下瀬観測所では計画高水位まで3cmに迫る、観測史上第2位の水位を記録。近年10年では最高水位を2地点で記録。
○ 赤川では令和2年7月洪水で、黒川橋、横山、押切観測所で既往最高水位を観測、洪水予報基準観測所の熊出、羽黒橋、浜中観測所では、平成以降の最高水位を観測。

・令和　３年　８月　４日　取組方針の改定（第８回減災対策協議会）
※当初の取組方針策定から５ヵ年が経過し、緊急行動計画の改定（平成31年 3月29日通知）を踏まえ、次期５ヵ年を目標年限とした取組方針の改定を実施。

1. 取組方針の改定の経緯

○　令和7年出水期を迎えるにあたり。
→　令和7年5月13日　国土交通省　水管理・国土保全局通知「令和7年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について」に基づき、令和7年度をもって「地域の取組方針」の対象期間が終了する協議会にあっては、令和7年度中に「地域の取組方針」の見直しを実施する。

○ 令和6年7月、最上川下流で 洪水。最上川下流流域では、すべての国管理水位観測所で既往最高水位を超える観測史上第1位の水位を記録。

・令和3年8月の取組方針改定から５ヵ年が経過
・令和7年 5月13日通知を踏まえ、次期５ヵ年を目標年限とした取組方針の改定を行う

2. 最上川下流、赤川大規模氾濫時の減災対策協議会　進捗状況

	協議会	幹事会
平成28年度	**第１回：平成２８年　５月３０日** ・現状の把握　各機関の取組状況、洪水対応における課題　を共有 ・減災のための目標設定 ・「取組方針」の検討の進め方を決定	**第１回：平成２８年　６月３０日** ・各機関から今後の取組（案）を　報告 ・「取組方針」（案）の検討
	第２回：平成２８年　８月２５日 ・「取組方針」の策定・公表	**第２回：平成２８年　８月　１日** ・「取組方針（案）」の作成
平成29年度	**第３回：平成２９年　５月３０日** ・県管理河川の追加を決定	**第３～５回：平成２９年　２月、５月、８月** ・県管理河川の追加を検討
	第４回：平成２９年１１月２７日 ・「取組方針」の変更（県管理河川を追加） ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成推進について	**第６回：平成２９年１０月１８日** ・「取組方針（変更案：県管理河川を追加）」を作成 ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成推進　などを確認
		第７回：平成３０年　３月　５日 ・規約の改正（法定協議会への移行）を検討 ・危機管理型水位計設置予定・防災教育の促進　などを確認
平成30年度	**第５回：平成３０年　６月１４日** ・規約の改正（法定協議会への移行） ・危機管理型水位計設置予定、防災教育の促進について	**臨時：平成３０年　８月２４日** ・西日本豪雨による水害について ・各市町における洪水ﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟ周知の取組・課題　などを確認
		第８回：平成３１年　３月　６日 ・要配慮者利用施設避難確保計画講習会プロジェクトや防災教育の促進について確認

2. 最上川下流、赤川大規模氾濫時の減災対策協議会　進捗状況

令和元年度

令和2年度

令和3年度

令和4年度

協議会

第６回：令和　元年　５月３１日

・要配慮者利用施設避難確保計画講習会プロジェクトや防災教育の促進について

第７回：令和　２年　７月　６日（ＷＥＢ会議）

・規約の改正（利水ダム管理者の参画）
・取組実施状況の確認

第８回：令和　３年　８月　４日（ＷＥＢ会議）

・H28～R2取組実施状況の共有
・『取組方針（R3～R7取組方針）』の改定

第９回：令和　４年１１月１０日

・規約の改正（幹事会構成員の変更）
・R3取組実施状況の共有

幹事会

第９回：令和　２年　２月１７日

・要配慮者利用施設避難確保計画講習会プロジェクトの実施
・利水ダム管理者の参画　などを確認

勉強会：令和　３年　７月１４日

・H28～R2取組実施状況の確認
・『取組方針（変更案：R3～R7取組方針）』の内容を確認

第10回：令和　３年　７月２０日（書面開催）

・H28～R2取組実施状況の共有
・『取組方針（変更案：R3～R7取組方針）』の内容を共有

第11回：令和　４年　５月２７日（ＷＥＢ会議）

・規約の改正（幹事会構成員の変更）
・取組進捗状況の共有、フォローアップ

2. 最上川下流、赤川大規模氾濫時の減災対策協議会　進捗状況

令和5年度

令和6年度

令和7年度

協議会

第10回：令和　５年　７月３１日
- 規約の改正（事務局の変更）
- 取組進捗状況の共有

※最上川・赤川の流域治水協議会と合同開催

第11回：令和　６年　９月　２日（対面・ＷＥＢ併用）
- 令和6年7月25にちからの大雨による出水概要・被害状況の報告

第12回：令和　６年１１月２９日（対面・ＷＥＢ併用）
- 最上川下流・中流緊急治水対策プロジェクト（案）の報告
- 日向川水系・月光川水系緊急治水対策プロジェクト（案）の報告

今回

第13回：令和　７年１２月２５日（対面・ＷＥＢ併用）
- 「取組方針」の改定予定

※最上川・赤川の流域治水協議会と合同開催予定

幹事会

第12回：令和　５年　６月１６日
- 規約の改正（事務局の変更）
- 取組進捗状況の共有、フォローアップ

第13回：令和　６年　７月１９日
- 取組進捗状況の共有、フォローアップ

第14回：令和　７年１０月１５日（対面・ＷＥＢ併用）
- R3～R7取組実施状況の確認
- 『取組方針（変更案：R7～R12取組方針）』の内容を確認

3. 取組方針の改定の考え方

○R3-7年の取組方針は、主に「『水防災意識社会』の再構築に向けた緊急行動計画の改定」および「水防法第15条の９及び第15条の10に基づく『大規模氾濫減 災協議会』の運用について」に記載されている取組から、前取組方針に不足しているものを最上川下流及び赤川の状況に応じて追加し、策定した。

今回改定の考え方

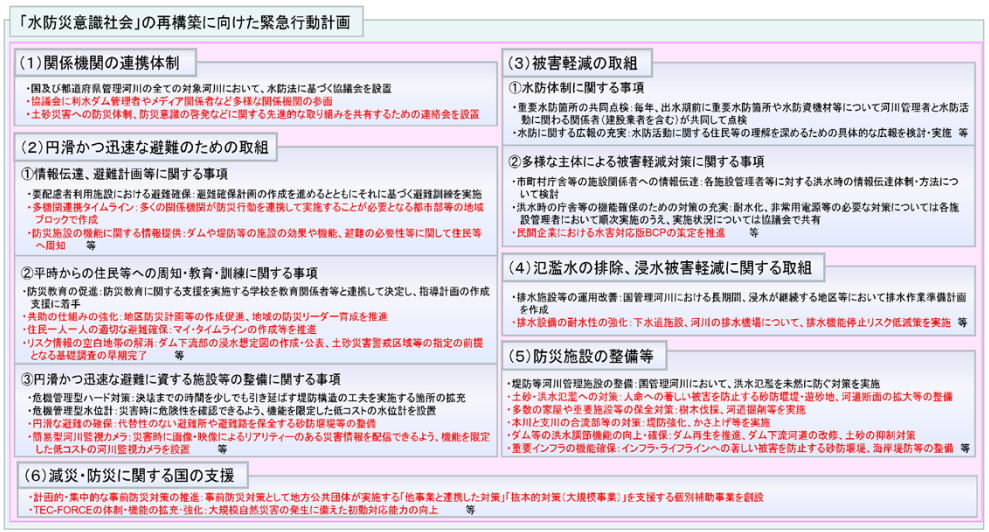
○「現取組方針」に記載されている取組は、原則として改定取組方針でも「継続実施」とする。なお、R7年度までに取組が完了している場合には「改定取組方針」からは削除した。

○**「最上川水系流域治水プロジェクト2.0」「赤川流域治水プロジェクト2.0」**の取組の一部を追加。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

○平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。

○具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。



「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改訂

最上川水系流域治水プロジェクト2.0【流域治水の具体的な取組】

～地形特性を踏まえた河川整備と農業や雪対策と連携した治水対策の推進～



最上川水系流域治水プロジェクト2.0

4. 次期の（令和8年度～令和12年度）取組方針の概要

（１）協議会の位置づけ

○水防法第１５条の９に基づく大規模氾濫減災協議会

（２）協議会の構成員（表１）

（３）取組期間

○改定前の取組方針・・・・・・・令和３年度～令和７年度
（以下、「現取組方針」という。）

○改定版の取組方針・・・・・・・令和８年度～令和１２年度
（以下、「改定取組方針」という。）

（４）減災のための目標

現取組方針　：　**最上川下流及び赤川で発生しうる大規模災害に対して命を守る・庄内平野を守るため「避ける・防ぐ・取り返す」ことにより、氾濫被害の最小化を目指す**

改定取組方針：　**最上川下流及び赤川で発生しうる大規模災害に対して命を守る・庄内平野を守るため「避ける・防ぐ・取り返す」ことにより、浸水被害の最小化を目指す**

表１：本協議会の構成員

構成機関	構成員
鶴岡市	市　長
酒田市	市　長
三川町	町　長
庄内町	町　長
遊佐町（オブザーバー）	町　長
気象庁 山形地方気象台	台　長
山形県 防災くらし安心部	防災危機管理課長
山形県 県土整備部	河川課長
山形県 県土整備部	砂防・災害対策課長
山形県 庄内総合支庁	総務企画部長
山形県 庄内総合支庁	建設部長
東北電力 株式会社 庄内発電技術センター	所　長
国土交通省 東北地方整備局 月山ダム管理所	所　長
国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所	所　長

概ね5年で実施する取組　■減災のための基盤や施設運用の整備等に関する取組

≪取組機関：東北電力，山形県，東北地整≫

取組項目	○既存ダムの洪水調整機能強化　……【資料3-P.18】
現　　状	○気候変動の影響による水害の頻発化、激甚化が進行している。
課　　題	○厳しい財政事情の中、既存ストックを有効活用した即効性が高い浸水被害の発生を防止、軽減対策を講ずる必要がある。

具体的な取組

- 治水協定の締結により、「一定規模の大雨が予想された時」に、ダムの洪水調節容量を拡大する「事前放流」の実施が可能となりました。

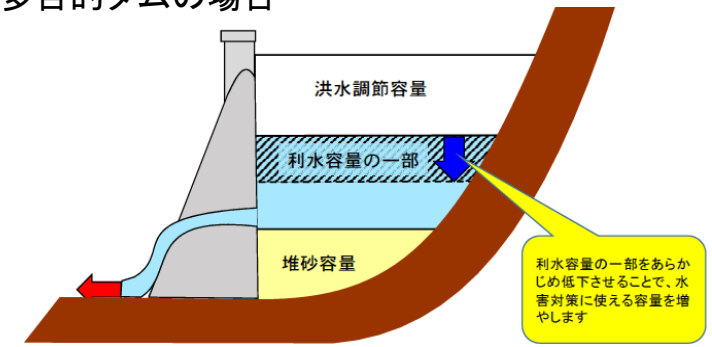
○令和元年12月12日に定められた「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」を踏まえ、最上川、赤川水系にある合計8ダムと令和2年5月29日に「治水協定」を締結。

【治水協定を締結したダム】

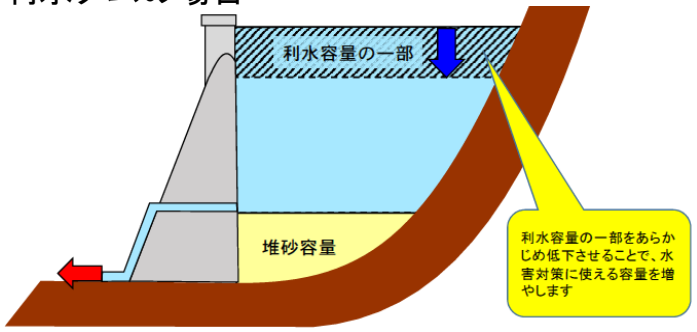
水系	ダム名	管理者	河川名
最上川	田沢川ダム	山形県	田沢川
	立谷沢川第1ダム	東北電力（株）	立谷沢川
	三又ダム	鶴岡市	京田川
赤川	月山ダム	東北地方整備局	梵字川
	荒沢ダム	山形県	赤川
	八久和ダム	東北電力（株）	梵字川
	梵字川ダム	東北電力（株）	梵字川
	新落合ダム	東北電力（株）	赤川

【事前放流イメージ図】

多目的ダムの場合



利水ダムの場合



概ね5年で実施する取組　■情報伝達、避難計画等に関する取組　≪取組機関：全市町≫

取組項目	○各種SNSでの防災情報の発信、既存の情報伝達手段以外の確保、充実　……【資料3-P.20】
現　状	○防災行政無線・防災ラジオや広報車等の複数の伝達方法により住民への周知、河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEBや報道機関を通じて提供している。
課　題	○夜間や降雨時など窓を閉めた場合、防災行政無線が聞こえないことを踏まえ、多様な情報伝達手段を整備する必要がある。

具体的な取組

- 可能な限り多くの市民、町民に伝達するため、防災行政無線、公式ホームページ、緊急速報メール等に加え、地域FM局との連携、プロバイダとの協定締結、SNSの活用を図っている。

【各種SNSでの情報発信】

SNS	情報発信
LINE X（旧Twitter） Facebook	• 各自治体の公式アカウントにおいて、災害情報を積極的に発信している。 • 夜間や降雨時においても、多数の住民に情報を提供できる。



【既存の情報伝達手段以外の確保、充実】

戸別受信機の無償貸与



福祉施設、災害時要支援者のうち能動的な災害情報の入手が困難な方を対象に実施

インターネットを活用した災害情報発信に関する協定締結

①災害情報を保護するためのキャッシュサイトの提供
②インターネット上への災害情報の掲載
③防災速報アプリによる災害情報の拡散



概ね5年で実施する取組　■情報伝達、避難計画等に関する取組　≪取組機関：全市町≫

取組項目	○マイタイムライン作成支援、普及促進　……【資料3-P.21】
現　　状	○近年、出水規模が大規模化、高頻度化している状況において、被害を軽減させる取組が求められている。
課　　題	○自主防災組織や住民自身が河川、防災情報の内容や使い方を理解し、それに基づく的確な避難行動を取れるように、住民の防災力向上が必要である。

具体的な取組

- 住民一人ひとりが自分自身にあった避難に必要な情報・判断・行動を把握し「自分の逃げ方」を手に入れることを支援するため、「マイタイムライン講習会」を開催している。

【マイ・タイムライン作成講習会を実施】

○ 流域市町の職員が誰でも、開催規模に関係なく講習会が出来るよう、講習会を行うための講習を開催した
※講習会の模様はDVD化し、流域市町へ配布

○ 職員向け講習会完了後に流域市町のホームページに、マイ・タイムライン作成ツールを誰でもダウンロードできるように掲載

○ 流域市町の広報誌などを用いて、出水期、台風期ななどに住民へツールの活用を促す



マイ・タイムライン作成講習会の様子

【マイ・タイムライン検討ツール「逃げキッド」を活用】





概ね5年で実施する取組　■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組　≪取組機関：全市町≫

取組項目	○自主防災組織資機材等整備、町内会や個人への土のう配布　……【資料3-P.26】
現　　状	○水防資機材等の老朽化や不足が生じている場合、避難行動に支障をきたす可能性がある。 ○住宅地や商工業地の開発といった土地利用の変化により、内水氾濫の発生頻度が高まっている。
課　　題	○備蓄している水防資機材・装備の定期的な点検、整備が必要である。

具体的な取組

- 自主防災組織資機材の点検整備を継続するとともに、資機材等整備への補助実施を検討する。
- 洪水時の避難の際の避難経路の浸水防止のために、土のうステーション整備を検討する。

【点検、整備対象となる、自主防災組織資機材】

区分	品名
情報連絡用具	ハンドマイク、トランジスターラジオ、戸別受信機、緊急放送設備、ノーパンクタイプ自転車
消火用具	街頭用消火器、街頭設置用消火器格納箱、バケツ、消火ホース、筒先(消火ホースとセットに限る。)ホース格納箱
救護用具	担架、救急医療セット、自動体外式除細動器(ＡＥＤ)、車椅子、段ボールベッド、段ボール間仕切り、毛布、レスキューシート、非接触体温計
避難用具	強力ライト、投光機、非常用持ち出し袋、標旗、腕章、スタッフジャンバー、ビブス（防災会名明記のこと。）、防水シート、発電機、投光器、防災本部用テント(防災会名明記のこと。ただし、キャンプ用テントは除く。)、更衣用簡易テント、簡易トイレ、排せつ袋、土のう
救出用具	はしご、救助用ロープ、スコップ、のこぎり、金テコ、バール、つるはし、掛矢、ジャッキ、鉄線カッター、ヘルメット、一輪車、リヤカー、救命胴衣
給食給水用具	ポリタンク、ガス炊飯器、鍋、こんろ、ガスボンベ、緊急用ろ水装置
資機材収納庫	資機材収納庫、収納棚
	その他市長が必要と認めたもの

▲ 酒田市自主防災組織資機材等整備補助金交付要綱（令和7年1月31日告示第11号）の補助対象となる防災資機材等

【町内会や個人への土のう配布】



▲ 防災備蓄倉庫の脇に砂と『土のう袋保管箱』を用意し、有事の際、町民が自由に使用できる仕組みを構築

（写真提供：山形県庄内町）

概ね5年で実施する取組　■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組　≪取組機関：気象庁≫

取組項目	○防災知識の普及啓発、水害リスク情報等の共有　……【資料3-P.24】
現　　状	○各種防災気象情報の適切な理解と活用が求められる。
課　　題	○適切かつ迅速な避難判断のために、自治体・住民等への防災知識の普及が必要である。

具体的な取組

- 各種の防災気象情報を適切に理解し、有効に活用するとともに、体制の強化や避難情報の発令のタイミングなどに関する検討を行い、判断のポイントを学んでいただくことによって防災対応力の向上を目指す気象防災ワークショップを実施している。
- また、防災知識の普及・啓発をわかりやすくかつ効率的に広く普及するため、住民等を対象とした出前講座や講演会、リーフレットやDVDの作成・配布など、様々な普及啓発活動に取り組んでいる。



【20241102_気象講演会】



【20241022_村山地域市町職員研修】



【20240619_村山・置賜地区防災担当者対象（山形県と共催）】

概ね5年で実施する取組　■減災・防災に関する支援　≪取組機関：気象庁≫

取組項目	○JETT（気象庁防災対応支援チーム）の派遣　……【資料3-P.28】
現　　状	○自治体の災害復旧経験者が不足している。 ○県を通じて災害情報の共有が図られている。
課　　題	○自治体の災害対応にあたる人材不足を補うための支援・育成体制を強化するとともに、災害復旧に関する情報共有する取組を継続する必要がある。

具体的な取組

- 大雨等により被災した市町村へJETTを派遣し、気象状況等の解説を行うなど災害対応支援を実施している（JETT：JMA Emergency Task Team　気象庁防災対応支援チーム）。
- また、災害発生のおそれがある現象が予想される場合などに首長や担当者へホットラインによる解説や助言の実施、被災自治体への気象支援資料の提供等も併せて実施している。



戸沢村へのJETT派遣



災害対策本部員会議での気象状況解説

令和6年7月豪雨での山形県内への

ホットライン　遊佐町、酒田市、鶴岡市、新庄氏、舟形町、鮭川村、戸沢村、庄内町

JETT派遣　山形県、遊佐町、鶴岡市、新庄市、舟形町、鮭川村、戸沢村、庄内町、真室川町

5. 最上川下流・赤川流域の減災に係る取組方針　新旧対応表

項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容
表紙	「水防災意識社会　再構築ビジョン」に基づく 最上川下流・赤川流域の減災に係る取組方針  平成 30 年 8 月 6 日洪水：最上川本川の出水状況（酒田市落野目地区） 平成２９年１１月２７日 令和　３年　８月　４日 改定 最上川下流・赤川大規模氾濫時の減災対策協議会 （鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町（オブザーバー） 山形県、山形地方気象台、東北電力（株）庄内発電技術センター 国土交通省東北地方整備局）	●赤字：現計画からの変更事項 「水防災意識社会　再構築ビジョン」に基づく 最上川下流・赤川流域の減災に係る取組方針 （改定一次案）  令和 6 年 7 月洪水：最上川本川の出水状況（酒田市落野目地区） 平成２９年１１月２７日 令和　３年　８月　４日 改定 令和　７年１２月〇〇日 改定予定 最上川下流・赤川大規模氾濫時の減災対策協議会 （鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町（オブザーバー） 山形県、山形地方気象台、東北電力（株）庄内発電技術センター 国土交通省東北地方整備局）	1.表紙写真の差し替え 2.改定日変更

項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容
1.はじめに	**1. はじめに** 最上川下流域の最上川は、最上川中上流域の洪水が集まるために流量が多く、洪水氾濫を防ぐために古くから堤防整備が進められてきた。洪水時は、低平地である庄内平野を大きく蛇行しながら流れるため、河川水位が高い状態が長時間継続する特徴を有する。このため、度々甚大な洪水被害が発生したり、堤防や基礎地盤からの漏水が発生しており、一度堤防が決壊すれば氾濫水が拡散し、広範囲が浸水し甚大な洪水被害が発生する。 赤川流域は、内川合流点付近までが赤川扇状地を流下する急流河川、内川合流点付近から下流は低平地であり、扇状地上は流下型～拡散型、低平地は貯留型の氾濫となり、広範囲で甚大な洪水被害が発生する。 また、県管理河川は、盆地から山地に向けて樹枝状に広がる河川が多い。ほとんどの河川が急流河川で流路が短く、山地の降雨が短時間で平地に至り、急激に河川水位が上昇し氾濫に至る特性を有している。 最上川下流及び赤川では、昭和 44 年 8 月洪水（前線）等、過去には洪水により甚大な被害が生じたが、その後、河川整備やダム建設が進められた。 このような状況下で平成 27 年 9 月関東・東北豪雨が発生し、鬼怒川では堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生するとともに、約 4,300 人の孤立者が発生した。同豪雨では、隣接する宮城県の鳴瀬川水系吉田川では越水による浸水、宮城県管理の渋井川で堤防決壊が発生し、大規模な浸水被害が生じている。 最上川下流・赤川流域では、豪雨災害から地域住民の安全安心な暮らしを守るため、2 市 2 町（鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町）、山形県、山形地方気象台、国土交通省東北地方整備局は、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築について～（平成 27 年 12 月 10 日答申）」を踏まえ、「最上川下流・赤川大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 5 月 30 日に設立した。 さらに、平成 28 年 8 月台風による北海道・東北豪雨により中小河川において要配慮者利用施設での逃げ遅れによる被害が発生したことを受け、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のありかたについて（平成 29 年 1 月 11 日）が答申された。これを踏まえ、県管理河川を取組の対象に加えることとした。（本会議は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 に基づく大規模氾濫減災協議会である。）	**1. はじめに** 最上川下流域の最上川は、最上川中上流域の洪水が集まるために流量が多く、洪水氾濫を防ぐために古くから堤防整備が進められてきた。洪水時は、低平地である庄内平野を大きく蛇行しながら流れるため、河川水位が高い状態が長時間継続する特徴を有する。このため、度々甚大な洪水被害が発生したり、堤防や基礎地盤からの漏水が発生しており、一度堤防が決壊すれば氾濫水が拡散し、広範囲が浸水し甚大な洪水被害が発生する。 赤川流域は、内川合流点付近までが赤川扇状地を流下する急流河川、内川合流点付近から下流は低平地であり、扇状地上は流下型～拡散型、低平地は貯留型の氾濫となり、広範囲で甚大な洪水被害が発生する。 また、県管理河川は、盆地から山地に向けて樹枝状に広がる河川が多い。ほとんどの河川が急流河川で流路が短く、山地の降雨が短時間で平地に至り、急激に河川水位が上昇し氾濫に至る特性を有している。 最上川下流及び赤川では、昭和 44 年 8 月洪水（前線）等、過去には洪水により甚大な被害が生じたが、その後、河川整備やダム建設が進められた。 このような状況下で平成 27 年 9 月関東・東北豪雨が発生し、鬼怒川では堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生するとともに、約 4,300 人の孤立者が発生した。同豪雨では、隣接する宮城県の鳴瀬川水系吉田川では越水による浸水、宮城県管理の渋井川で堤防決壊が発生し、大規模な浸水被害が生じている。 最上川下流・赤川流域では、豪雨災害から地域住民の安全安心な暮らしを守るため、2 市 2 町（鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町）、山形県、山形地方気象台、国土交通省東北地方整備局は、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築について～（平成 27 年 12 月 10 日答申）」を踏まえ、「最上川下流・赤川大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 5 月 30 日に設立した。 さらに、平成 28 年 8 月台風による北海道・東北豪雨により中小河川において要配慮者利用施設での逃げ遅れによる被害が発生したことを受け、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のありかたについて（平成 29 年 1 月 11 日）が答申された。これを踏まえ、県管理河川を取組の対象に加えることとした。（本会議は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 に基づく大規模氾濫減災協議会である。）	

項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容
	このような減災対策の取組を実施している中で、最上川下流・赤川流域では大規模な洪水が頻発した。最上川では、平成 30 年 8 月 6 日（前線）、30 日（秋雨前線）と連続した洪水が発生、特に 8 月 6 日洪水では、下瀬観測所で計画高水位まで 3cm に迫る観測史上第 2 位の水位を記録し、酒田市では初めて最上川の河川水位に基づく避難勧告を発令した。赤川では、令和 2 年 7 月洪水で、黒川橋、横山、押切観測所で既往最高水位を観測、洪水予報基準観測所の熊出、羽黒橋、浜中観測所では、平成以降の最高水位を観測した。 全国でも、平成 29 年 1 月 11 日答申以降、平成 29 年 7 月九州北部豪雨（花月川氾濫等）、平成 30 年 7 月西日本豪雨（小田川破堤等）、令和元年 10 月（台風 19 号）（千曲川破堤、阿武隈川破堤等）、令和 2 年 7 月豪雨（球磨川氾濫、最上川氾濫等）の大規模な洪水被害が毎年発生しており、直轄河川で堤防決壊が生じる等、大規模な浸水被害や多数の孤立者が発生した。 更に、近年頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 30 号）が令和 3 年 5 月 20 日に施行された。この中で、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保のため、①避難情報のあり方の見直し（避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を発表）、②個別避難計画の作成（避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難）、③広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置（居住者等の安全な他の市町村への避難（広域避難））が示された。 一方、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う水害対策を推進するため、「流域治水プロジェクト」を令和 3 年 3 月 30 日に策定し、関係者で総力をあげて取り組んでいくこととしている。 本協議会では、こうした最上川下流・赤川流域の氾濫特性および治水事業の現状や平成 28 年度から令和 2 年度までの取組の進捗状況、全国で頻発する水害の状況、災害対策基本法等の一部改正や流域治水プロジェクト等を踏まえて検討を行い、令和 3 年 8 月に取組方針の改定を行い、令和 3 年度から 7 年度までの主な取組についてとりまとめた。 今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。 なお、本方針は、本協議会規約第 4 条に基づき作成したものである。	このような減災対策の取組を実施している中で、最上川下流・赤川流域では大規模な洪水が頻発した。最上川では、平成 30 年 8 月 6 日（前線）、30 日（秋雨前線）と連続した洪水が発生、特に 8 月 6 日洪水では、下瀬観測所で計画高水位まで 3cm に迫る観測史上第 3 位の水位を記録し、酒田市では初めて最上川の河川水位に基づく避難勧告を発令した。さらに令和 6 年 7 月洪水においては、最上川下流流域のすべての国管理水位観測所で観測史上第 1 位の水位を記録した。 赤川では、令和 2 年 7 月洪水で、黒川橋、横山、押切観測所で既往最高水位を観測、洪水予報基準観測所の熊出、羽黒橋、浜中観測所では、平成以降の最高水位を観測した。 全国でも、平成 29 年 1 月 11 日答申以降、平成 29 年 7 月九州北部豪雨（花月川氾濫等）、平成 30 年 7 月西日本豪雨（小田川破堤等）、令和元年 10 月（台風 19 号）（千曲川破堤、阿武隈川破堤等）、令和 2 年 7 月豪雨（球磨川氾濫、最上川氾濫等）の大規模な洪水被害が毎年発生しており、直轄河川で堤防決壊が生じる等、大規模な浸水被害や多数の孤立者が発生した。 更に、近年頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 30 号）が令和 3 年 5 月 20 日に施行された。この中で、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保のため、①避難情報のあり方の見直し（避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を発表）、②個別避難計画の作成（避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難）、③広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置（居住者等の安全な他の市町村への避難（広域避難））が示された。 一方、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う水害対策を推進するため、「流域治水プロジェクト」を令和 3 年 3 月 30 日に策定、流域治水の取組を加速化・深化させるために令和 6 年 3 月 29 日に「流域治水プロジェクト 2.0」に更新し、関係者で総力をあげて取り組んでいくこととしている。 本協議会では、こうした最上川下流・赤川流域の氾濫特性および治水事業の現状や令和 3 年度から令和 7 年度までの取組の進捗状況、全国で頻発する水害の状況、災害対策基本法等の一部改正や流域治水プロジェクト等を踏まえて検討を行い、令和 7 年 12 月に取組方針の改定を行い、令和 8 年度から 12 年度までの主な取組についてとりまとめた。 今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。 なお、本方針は、本協議会規約第 4 条に基づき作成したものである。	3. 令和6年7月洪水の記述を追加 4.流域治水プロジェクト2.0の取り組みを追記 5.年次を更新

<table>
<tr><th>項目</th><th>計画（令和3年8月4日改定）</th><th>見直し案</th><th>変更内容</th></tr>
<tr><td>2. 本協議会の構成員</td><td>

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

<table>
<tr><th>構成機関</th><th>構成員</th></tr>
<tr><td>鶴岡市</td><td>市　　長</td></tr>
<tr><td>酒田市</td><td>市　　長</td></tr>
<tr><td>三川町</td><td>町　　長</td></tr>
<tr><td>庄内町</td><td>町　　長</td></tr>
<tr><td>遊佐町（オブザーバー）</td><td>町　　長</td></tr>
<tr><td>山形県 防災くらし安心部</td><td>防災危機管理課長</td></tr>
<tr><td>山形県 県土整備部</td><td>河川課長</td></tr>
<tr><td>山形県 県土整備部</td><td>砂防・災害対策課長</td></tr>
<tr><td>山形県 庄内総合支庁</td><td>総務企画部長</td></tr>
<tr><td>山形県 庄内総合支庁</td><td>建設部長</td></tr>
<tr><td>東北電力株式会社　庄内発電技術センター</td><td>所　　長</td></tr>
<tr><td>気象庁 山形地方気象台</td><td>台　　長</td></tr>
<tr><td>国土交通省 東北地方整備局 月山ダム管理所</td><td>所　　長</td></tr>
<tr><td>国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所</td><td>所　　長</td></tr>
</table>

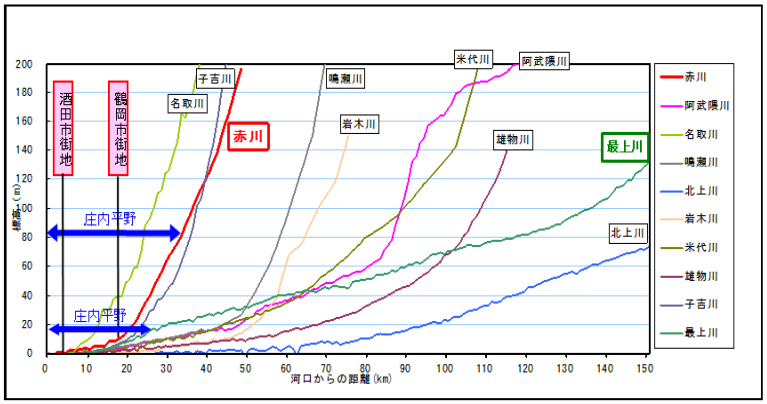
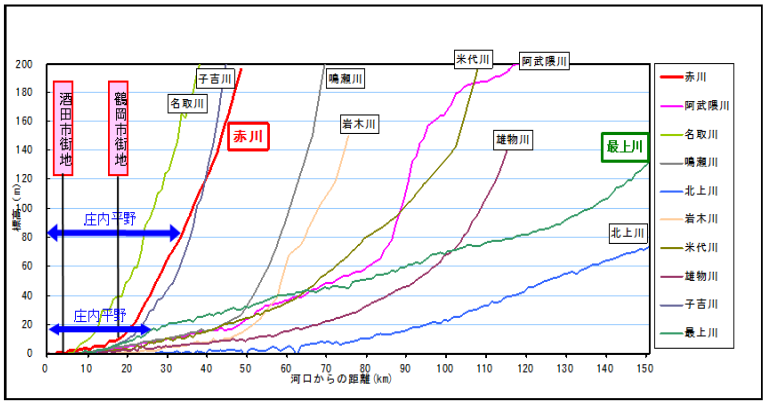
</td><td>

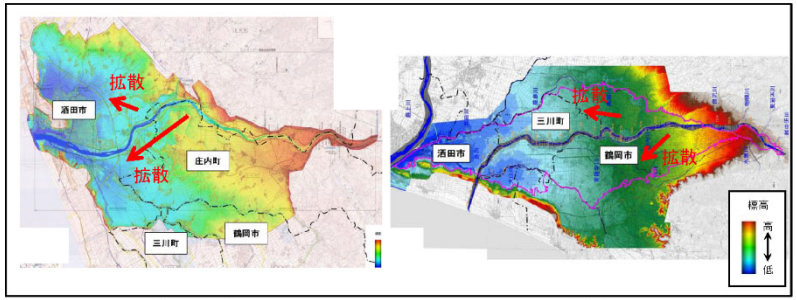
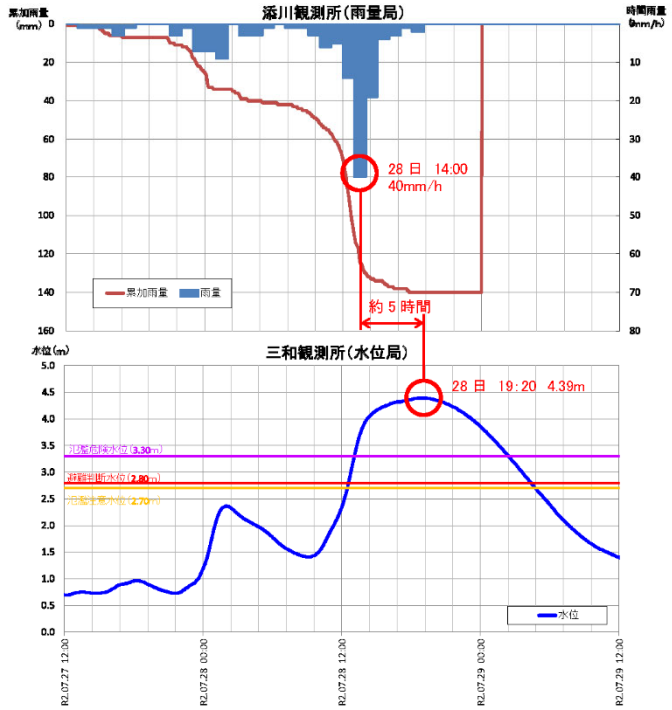
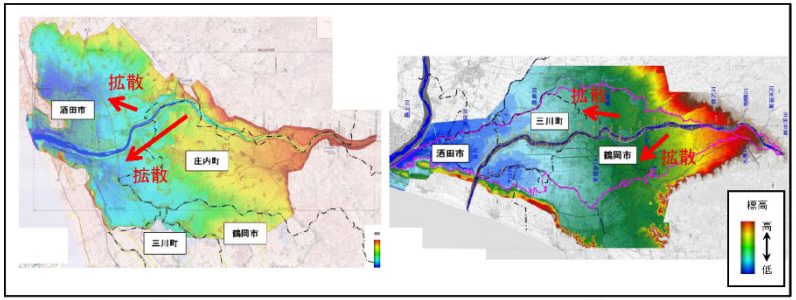
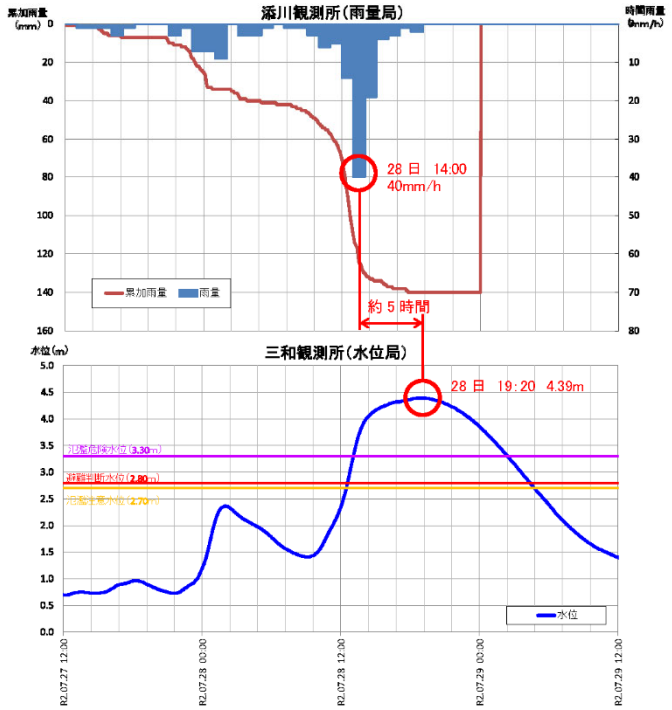
2. 本協議会の構成員

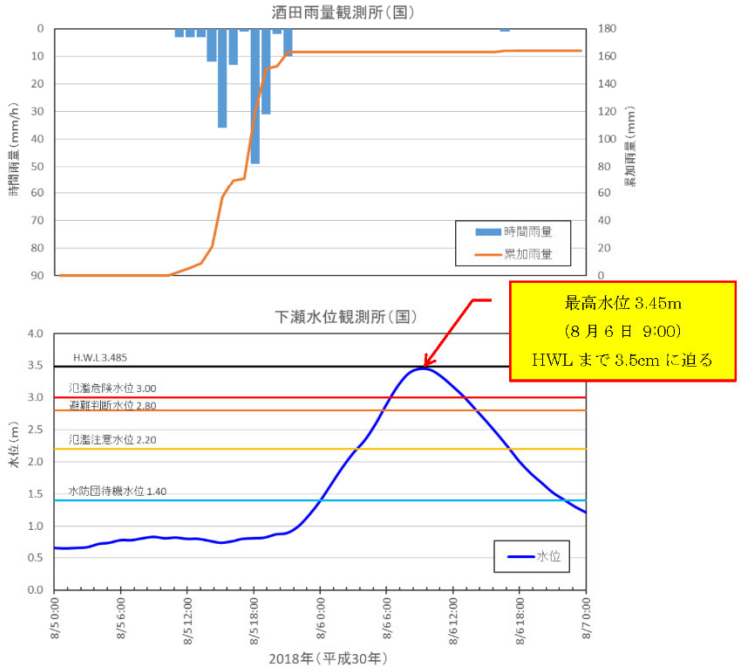
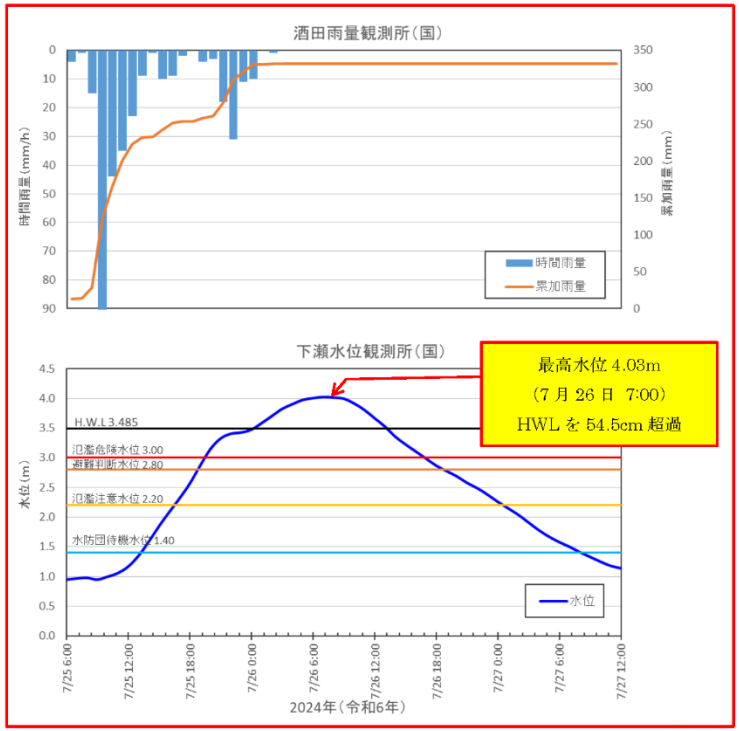
本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

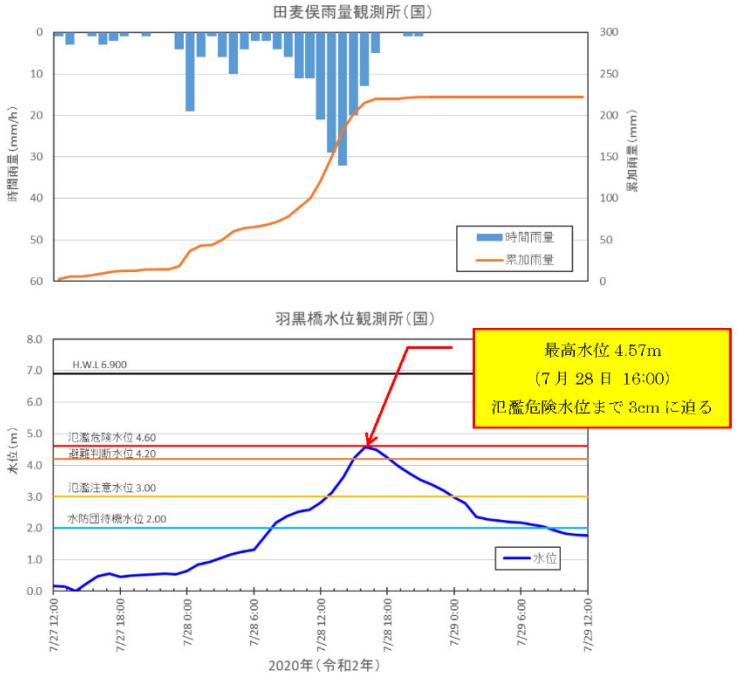
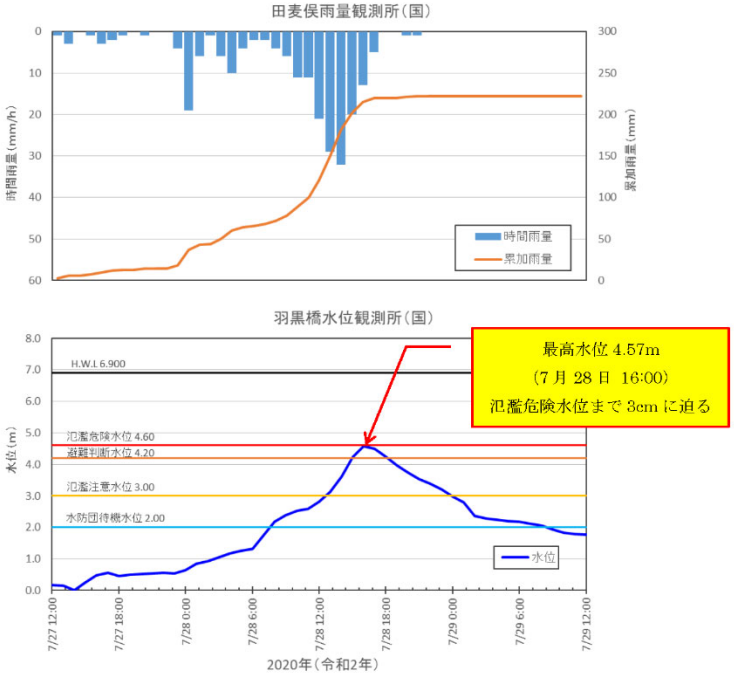
<table>
<tr><th>構成機関</th><th>構成員</th></tr>
<tr><td>鶴岡市</td><td>市　　長</td></tr>
<tr><td>酒田市</td><td>市　　長</td></tr>
<tr><td>三川町</td><td>町　　長</td></tr>
<tr><td>庄内町</td><td>町　　長</td></tr>
<tr><td>遊佐町（オブザーバー）</td><td>町　　長</td></tr>
<tr><td>山形県 防災くらし安心部</td><td>防災危機管理課長</td></tr>
<tr><td>山形県 県土整備部</td><td>河川課長</td></tr>
<tr><td>山形県 県土整備部</td><td>砂防・災害対策課長</td></tr>
<tr><td>山形県 庄内総合支庁</td><td>総務企画部長</td></tr>
<tr><td>山形県 庄内総合支庁</td><td>建設部長</td></tr>
<tr><td>東北電力株式会社　庄内発電技術センター</td><td>所　　長</td></tr>
<tr><td>気象庁 山形地方気象台</td><td>台　　長</td></tr>
<tr><td>国土交通省 東北地方整備局 月山ダム管理所</td><td>所　　長</td></tr>
<tr><td>国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所</td><td>所　　長</td></tr>
</table>

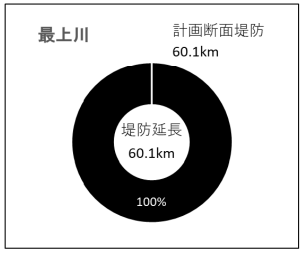
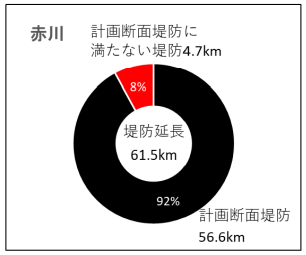
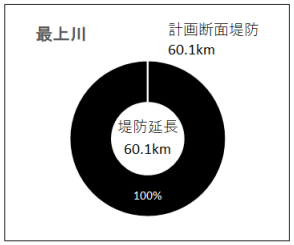
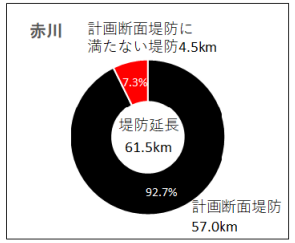
</td><td></td></tr>
</table>

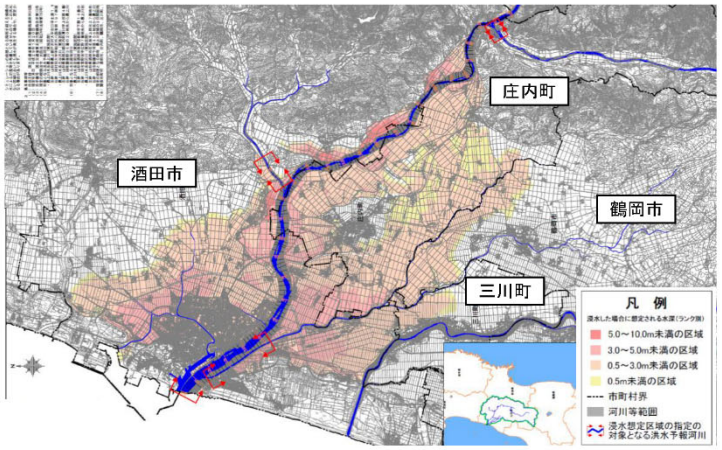
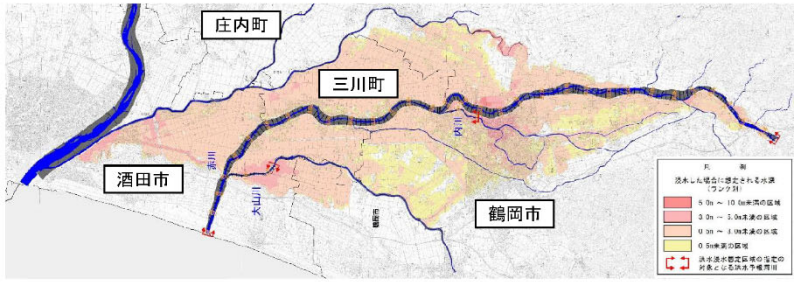
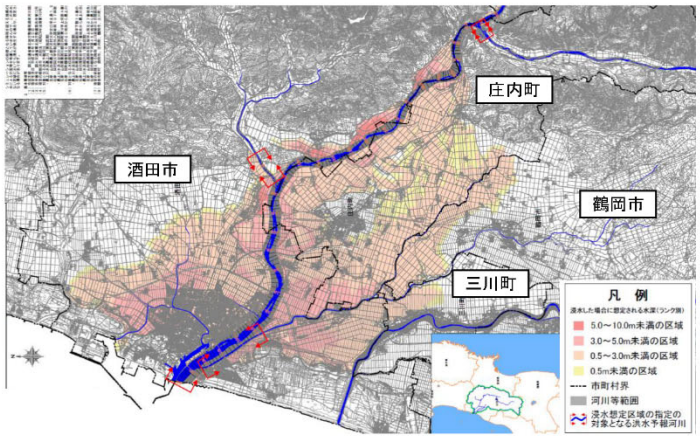
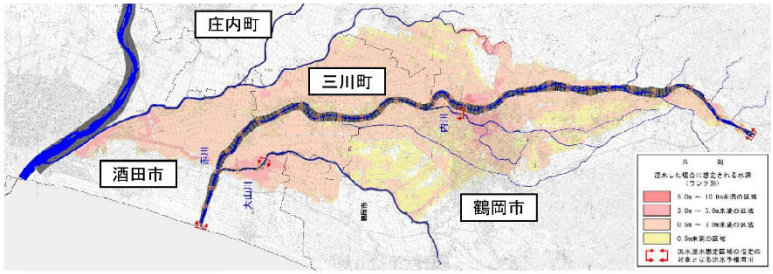
項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容
3. 最上川下流・赤川の概要	**3. 最上川下流・赤川の概要** ■地形的特徴 最上川下流は、河川勾配が緩やかなため洪水が流れにくい特徴がある。一方、赤川は、山間部を流れる上流部の河川勾配が 1/15～1/140 と急峻であり、降雨の影響を受けやすい。中流部から下流部は 1/1000～1/2500 程度と緩やかになり、洪水が流れにくい特徴がある。 また、県管理河川は流路延長が短い河川が多く、山地の降雨が短時間で平地に至り、洪水が一時に集中する特性を有していることから、短時間で浸水被害が生ずる。  河川縦断模式図	**3. 最上川下流・赤川の概要** ■地形的特徴 最上川下流は、河川勾配が緩やかなため洪水が流れにくい特徴がある。一方、赤川は、山間部を流れる上流部の河川勾配が 1/15～1/140 と急峻であり、降雨の影響を受けやすい。中流部から下流部は 1/1000～1/2500 程度と緩やかになり、洪水が流れにくい特徴がある。 また、県管理河川は流路延長が短い河川が多く、山地の降雨が短時間で平地に至り、洪水が一時に集中する特性を有していることから、短時間で浸水被害が生ずる。  河川縦断模式図	

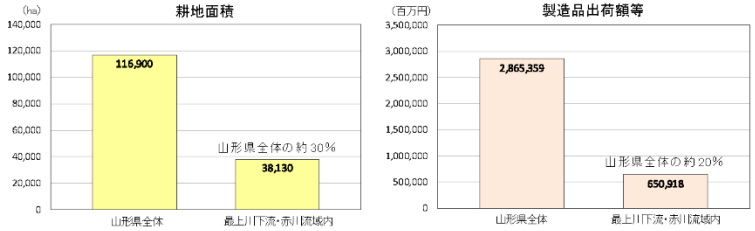
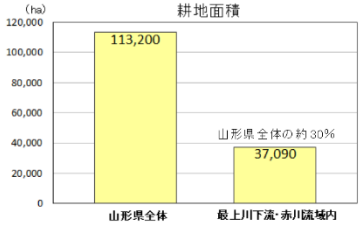
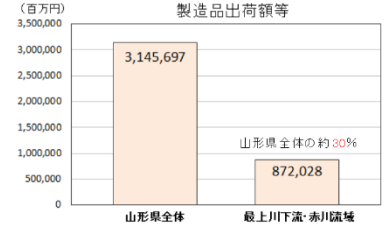
項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容
	最上川下流及び赤川ともに庄内平野の低地部を流下するため、一旦堤防が決壊すると拡散型の氾濫となるため、広範囲な浸水により甚大な洪水被害が想定される。  最上川下流　赤川 低平地で拡散型の氾濫形態を有する  令和２年７月豪雨に伴う京田川出水状況	最上川下流及び赤川ともに庄内平野の低地部を流下するため、一旦堤防が決壊すると拡散型の氾濫となるため、広範囲な浸水により甚大な洪水被害が想定される。  最上川下流　赤川 低平地で拡散型の氾濫形態を有する  令和２年７月豪雨に伴う京田川出水状況	

項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容
	■過去の被害状況 最上川及び赤川ともに、昭和 44 年 8 月に戦後最大流量である洪水が発生した（最上川 約 6,100m³/s、赤川 約 2,300m³/s）。最上川では河川全体で死傷者 10 名、家屋被害 4,938 戸、赤川では家屋被害 326 戸と甚大な被害が生じている。  昭和 44 年 8 月の出水状況（酒田市中瀬地区） 近年では、最上川で平成 30 年 8 月 6 日（前線）、30 日（秋雨前線）と連続した洪水が発生し、下瀬観測所でそれぞれ戦後第 2 位水位（3.45m）、戦後第 4 位水位（3.13m）を記録した。8 月 6 日洪水では、酒田市では初めて最上川の河川水位に基づく避難勧告を発令した。  平成 30 年 8 月洪水に伴う最上川出水状況（下瀬観測所）	■過去の被害状況 最上川では令和 6 年 7 月に、赤川では昭和 44 年 8 月に戦後最大流量である洪水が発生した（最上川 約 7,200m³/s、赤川 約 2,300m³/s）。 昭和 44 年 8 月洪水において、最上川では河川全体で死傷者 10 名、家屋被害 4,938 戸、赤川では家屋被害 326 戸と甚大な被害が生じている。  昭和 44 年 8 月の出水状況（酒田市中瀬地区） 近年では、最上川で平成 30 年 8 月 6 日（前線）、30 日（秋雨前線）と連続した洪水が発生し、下瀬観測所でそれぞれ戦後第 3 位水位（3.45m）、戦後第 5 位水位（3.13m）を記録した。令和 6 年 7 月洪水においては、最上川下流流域のすべての国管理水位観測所で観測史上第 1 位の水位を記録した。  令和 6 年 7 月洪水に伴う最上川出水状況（下瀬観測所）	6.令和6年7月洪水の情報の追加 7.令和6年7月洪水時の出水状況に更新

項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容
	また、赤川では、令和 2 年 7 月洪水で、黒川橋、横山、押切観測所で既往最高水位を観測、洪水予報基準観測所の熊出、羽黒橋、浜中観測所では、平成以降の最高水位を記録し、県管理河川の青竜寺川では、時間雨量 40mm を超える大雨の影響により水位が上昇し、16 時に湯野沢地区に避難勧告が発表された。その後も水位が上昇し続け、越水により家屋浸水 38 棟や農地浸水が発生した。当該洪水では、減災対策メニューの河道掘削、月山ダムでの洪水調節により、横山地点で約 2.8m、押切地点で約 2.5m の水位低減効果を発揮し、両地点での越水氾濫を防止した。  令和 2 年 7 月洪水に伴う赤川出水状況（羽黒橋観測所）	また、赤川では、令和 2 年 7 月洪水で、黒川橋、横山、押切観測所で既往最高水位を観測、洪水予報基準観測所の熊出、羽黒橋、浜中観測所では、平成以降の最高水位を記録し、県管理河川の青竜寺川では、時間雨量 40mm を超える大雨の影響により水位が上昇し、16 時に湯野沢地区に避難勧告が発表された。その後も水位が上昇し続け、越水により家屋浸水 38 棟や農地浸水が発生した。当該洪水では、減災対策メニューの河道掘削、月山ダムでの洪水調節により、横山地点で約 2.8m、押切地点で約 2.5m の水位低減効果を発揮し、両地点での越水氾濫を防止した。  令和 2 年 7 月洪水に伴う赤川出水状況（羽黒橋観測所）	

項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容
	■河川改修等の状況 最上川下流の堤防整備は令和３年３月現在で計画堤防断面が100%と高い整備率であるものの、重要水防箇所では流下能力不足や堤防・基礎地盤からの漏水が懸念される箇所が存在している。 赤川の堤防整備率は令和３年３月現在で計画堤防断面が92%の整備率であるものの、最上川下流と同様に重要水防箇所では流下能力不足や堤防・基礎地盤からの漏水が懸念される箇所が存在している。  最上川下流の堤防整備状況 （令和３年３月末時点）  赤川の堤防整備状況 （令和３年３月末時点）	■河川改修等の状況 最上川下流の堤防整備は令和７年３月現在で計画堤防断面が100%と高い整備率であるものの、重要水防箇所では流下能力不足や堤防・基礎地盤からの漏水が懸念される箇所が存在している。 赤川の堤防整備率は令和７年３月現在で計画堤防断面が92%の整備率であるものの、最上川下流と同様に重要水防箇所では流下能力不足や堤防・基礎地盤からの漏水が懸念される箇所が存在している。  最上川下流の堤防整備状況 （令和７年３月末時点）  赤川の堤防整備状況 （令和７年３月末時点）	8. 堤防整備率を時点更新

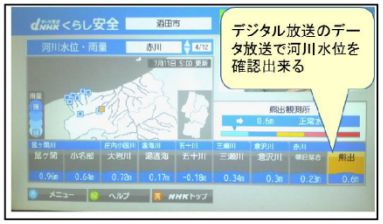
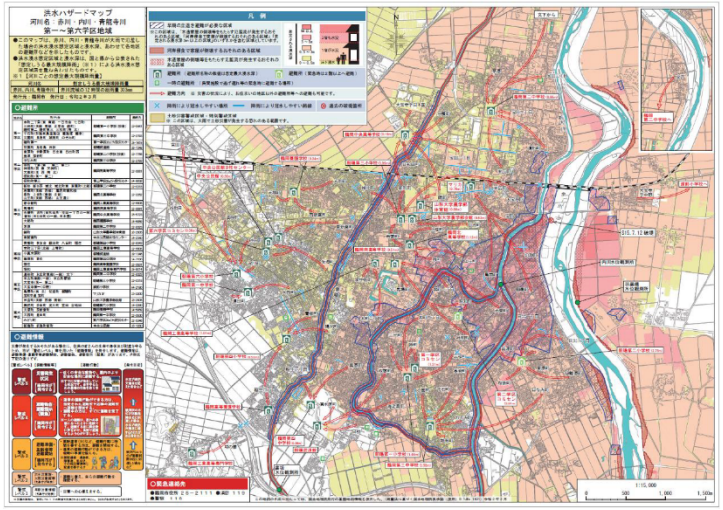
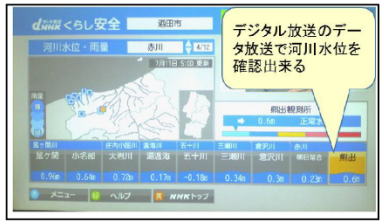
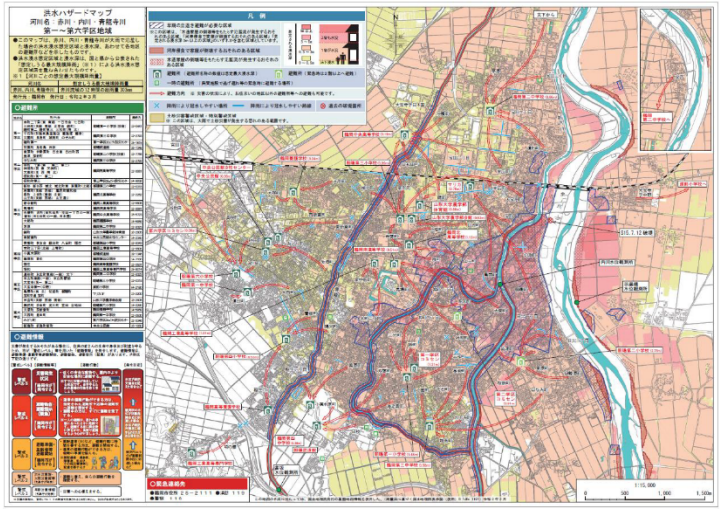
項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容
	■想定最大規模降雨に対応した洪水浸水想定区域図の公表 最上川では、平成 29 年 1 月 20 日に想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図を公表しており、計画規模の年超過確率 1/150 規模の洪水に比べ、浸水範囲が拡大するとともに、最大浸水深が約 4m から約 6m と深くなり、大規模な浸水被害が想定されている。  最上川水系最上川、立谷沢川、京田川及び相沢川洪水浸水想定区域図（想定最大規模） 赤川では、平成 28 年 5 月 31 日に想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図を公表しており、計画規模の年超過確率 1/100 規模の洪水に比べ、最大浸水深が約 5m から約 6m と深くなり、大規模な浸水被害の発生が想定されている。  赤川水系赤川、大山川、内川洪水浸水想定区域図（想定最大規模） 県管理区間では、洪水浸水想定区域図作成対象 13 河川（最上川水系 7 河川、赤川水系 6 河川）について、作成が完了している。	■想定最大規模降雨に対応した洪水浸水想定区域図の公表 最上川では、平成 29 年 1 月 20 日に想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図を公表しており、計画規模の年超過確率 1/150 規模の洪水に比べ、浸水範囲が拡大するとともに、最大浸水深が約 4m から約 6m と深くなり、大規模な浸水被害が想定されている。  最上川水系最上川、立谷沢川、京田川及び相沢川洪水浸水想定区域図（想定最大規模） 赤川では、平成 28 年 5 月 31 日に想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図を公表しており、計画規模の年超過確率 1/100 規模の洪水に比べ、最大浸水深が約 5m から約 6m と深くなり、大規模な浸水被害の発生が想定されている。  赤川水系赤川、大山川、内川洪水浸水想定区域図（想定最大規模） 県管理区間では、令和 7 年 5 月 23 日までに洪水浸水想定区域図作成対象 95 河川すべて（最上川水系 51 河川、赤川水系 44 河川）について、作成が完了している。	9.県管理区間の洪水浸水想定区域図の作成状況を時点更新

項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容
	■最上川下流、赤川流域の社会経済等の状況 浸水のおそれのある範囲内に、最上川下流域には約 5.4 万人（流域内人口約 5.7 万人）、赤川流域には約 2.9 万人（流域内人口約 10.2 万人）が居住しており、基幹交通、緊急輸送路である国道 7 号、47 号、112 号のほか、日本海沿岸東北自動車道等の高速交通網の整備による広域交流により今後の発展が見込まれている。  整備が完了した国道 47 号 余目酒田道路 流域内の耕地面積は山形県全体の約 30%、製造品出荷額等は山形県全体の約 20%を占め、県内有数の農業地帯・工業地帯として重要な地域である。  耕地面積（2020 年） （出典：作物統計（農林水産省 HP）） 製造品出荷額等（2019 年） （出典：工業統計表（経済産業省 HP）） 最上川下流及び赤川流域内には沿川 4 市町の防災拠点である市役所、役場をはじめ災害拠点病院があるなど、浸水被害が発生した場合には、社会経済への影響や防災機能の低下等が懸念される。 このような状況から、最上川下流及び赤川流域に暮らす人々の命を守る避難行動や社会経済への影響軽減、基幹交通・緊急輸送路の災害復旧に対する早期の道路機能回復、防災拠点の維持等の庄内平野を守る取り組みが急務となっている。	■最上川下流、赤川流域の社会経済等の状況 浸水のおそれのある範囲内に、最上川下流域には約 5.4 万人（流域内人口約 6.2 万人）、赤川流域には約 2.9 万人（流域内人口約 9.7 万人）が居住しており、基幹交通、緊急輸送路である国道 7 号、47 号、112 号のほか、日本海沿岸東北自動車道等の高速交通網の整備による広域交流により今後の発展が見込まれている。  整備が完了した国道 47 号 余目酒田道路 流域内の耕地面積は山形県全体の約 30%、製造品出荷額等は山形県全体の約 30%を占め、県内有数の農業地帯・工業地帯として重要な地域である。  耕地面積（2024 年） （出典：作物統計（農林水産省 HP））  製造品出荷額等（2023 年） （出典：経済構造実態調査（経済産業省 HP）） 最上川下流及び赤川流域内には沿川 4 市町の防災拠点である市役所、役場をはじめ災害拠点病院があるなど、浸水被害が発生した場合には、社会経済への影響や防災機能の低下等が懸念される。 このような状況から、最上川下流及び赤川流域に暮らす人々の命を守る避難行動や社会経済への影響軽減、基幹交通・緊急輸送路の災害復旧に対する早期の道路機能回復、防災拠点の維持等の庄内平野を守る取り組みが急務となっている。	10.流域内人口を時点更新 11.耕地面積と製造品出荷額等を時点更新

項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容
	■背景・必要性 ○地形的特徴から、広範囲な浸水の発生のおそれや、急激な河川水位の上昇による避難時間確保が困難となる可能性があり、避難指示等の発令タイミングや避難先の確保が必要である。 ○最上川、赤川では、平成 30 年 8 月、令和 2 年 7 月と立て続けに大きな出水が発生したことに加え、全国では毎年の様に大規模出水による洪水被害が発生しており、最上川下流・赤川流域では、大規模出水に備えた洪水対応能力の確保や、住民の避難意識の向上を図る必要がある。 ○気候変動に伴い頻発・激甚化する水害等に対し、実効的な流域治水プロジェクトをより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進する必要がある。	■背景・必要性 ○地形的特徴から、広範囲な浸水の発生のおそれや、急激な河川水位の上昇による避難時間確保が困難となる可能性があり、避難指示等の発令タイミングや避難先の確保が必要である。 ○最上川、赤川では、平成 30 年 8 月、令和 2 年 7 月、令和 6 年 7 月と立て続けに大きな出水が発生したことに加え、全国では毎年の様に大規模出水による洪水被害が発生しており、最上川下流・赤川流域では、大規模出水に備えた洪水対応能力の確保や、住民の避難意識の向上を図る必要がある。 ○気候変動に伴い頻発・激甚化する水害等に対し、実効的な流域治水プロジェクトをより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進する必要がある。	12.令和6年7月洪水を追記

項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容
	4. 現状の取組状況及び課題 最上川下流・赤川における減災対策について、各構成員で現状を確認し、課題を抽出した結果、以下のとおりである。 ① 減災のための基盤や施設運用の整備等に関する現状と課題 □現状 ・気候変動の影響による水害の頻発化、激甚化が進行している。 ■課題 ・浸水想定区域内にある災害拠点病院との複数手段での情報伝達について、施設管理者との調整が必要である。 1 ・厳しい財政事情の中、既存ストックを有効活用した即効性が高い浸水被害の発生を防止、軽減対策を講ずる必要がある。 2 ② 情報伝達、避難計画等に関する現状と課題 □現状 ・避難指示の発令判断の目安となる洪水予報を山形地方気象台と国土交通省酒田河川国道事務所および、山形地方気象台と山形県が共同発表しており、災害発生のおそれがある場合は、酒田河川国道事務所長・月山ダム管理所長・山形県・気象台長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。 ・近年、出水規模が大規模化、高頻度化している状況において、被害を軽減させる取組が求められている。 ・浸水想定区域図を作成・公表し、ハザードマップにより避難所等を指定し周知している。 ・防災行政無線・防災ラジオや広報車等の複数の伝達方法により住民への周知、河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報を WEB や報道機関を通じて提供している。 ・危険水位等を設定している河川においても、避難指示の発令対象区域、発令判断基準について、住民の認識不足が懸念される。また、危険水位等設定河川以外の河川では、避難指示の発令対象区域、発令判断基準が定められていない。 ・要配慮者利用施設において、避難確保計画に基づく避難訓練を定期的に実施する必要がある。また、避難確保計画が未策定の施設管理者においては、令和3年度中に計画を策定する必要がある。	**4. 現状の取組状況及び課題** 最上川下流・赤川における減災対策について、各構成員で現状を確認し、課題を抽出した結果、以下のとおりである。 ① 減災のための基盤や施設運用の整備等に関する現状と課題 □現状 ・気候変動の影響による水害の頻発化、激甚化が進行している。 ■課題 ・厳しい財政事情の中、既存ストックを有効活用した即効性が高い浸水被害の発生を防止、軽減対策を講ずる必要がある。 1 ② 情報伝達、避難計画等に関する現状と課題 □現状 ・避難指示の発令判断の目安となる洪水予報を山形地方気象台と国土交通省酒田河川国道事務所および、山形地方気象台と山形県が共同発表しており、災害発生のおそれがある場合は、酒田河川国道事務所長・月山ダム管理所長・山形県・気象台長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。 ・近年、出水規模が大規模化、高頻度化している状況において、被害を軽減させる取組が求められている。 ・浸水想定区域図を作成・公表し、ハザードマップにより避難所等を指定し周知している。 ・水害リスクマップを作成し、今後公表を予定している。 ・防災行政無線・防災ラジオや広報車等の複数の伝達方法により住民への周知、河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報を WEB や報道機関を通じて提供している。 ・洪水予報河川や水位周知河川では危険水位等を設定しているが、避難指示の発令対象区域、発令判断基準について、住民の認識不足が懸念される。また、洪水予報河川や水位周知河川以外の河川で危機管理型水位計を設置している河川では危険水位を設定し避難判断に資するものとして情報提供しているが、それ以外の河川では危険水位に設定がない。 ・要配慮者利用施設において、避難確保計画に基づく避難訓練を定期的に実施する必要がある。また、新規の施設等は、施設管理者が避難確保計画を速やかに策定する必要がある。	13.関係市町へのヒアリング結果を反映して現状と課題を更新

項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容
	■課題 ・避難指示等を適切なタイミングで発表し、住民に水位等の防災情報を十分認知してもらう必要がある。 ・時間的余裕が無い中で、避難時の安全確保にも留意した上で的確な避難指示等の発令を行う必要がある。 ・河川管理者、気象台は、自治体の的確な避難指示発令に資する情報を正確、迅速に提供する必要がある。また、自治体は、必要情報を河川管理者に要求し、主体的に取得する必要がある。 3 ・大規模出水時において住民が的確な避難行動を取ることができるように、河川管理者、防災担当者が取るべき行動と、適切な情報提供について事前に計画する必要がある。 4 ・自主防災組織や住民自身が河川、防災情報の内容や使い方を理解し、それに基づく的確な避難行動を取れるように、住民の防災力向上が必要である。 5 ・隣接市町への避難の検討が必要である。 ・コロナ禍での分散避難を推進すると共に、避難所受入人数や安全な避難経路の確認が必要である。 6 ・想定最大規模降雨に対する洪水ハザードマップが住民に定着しているか不安がある。 7 ・夜間や降雨時など窓を閉めた場合、防災行政無線が聞こえないことを踏まえ、多様な情報伝達手段を整備する必要がある。 8 ・危険性や避難の必要性が分かる情報提供が必要である。 9 ・危険水位等設定河川以外の河川について、高齢者等避難、避難指示の発令対象区域、発令判断基準についての情報共有・連携を進める必要がある。 10 ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成および避難訓練の実施に対する支援が必要である。 11 ・自主防災組織などと連携して、避難行動要支援者の避難誘導体制を整備する必要がある。 12 ・避難行動要支援者の避難について、住民、関係機関が連携した、より実践的な避難訓練の実施方法の検討が必要である。 13	■課題 ・避難指示等を適切なタイミングで発表し、住民に水位等の防災情報を十分認知してもらう必要がある。 ・時間的余裕が無い中で、避難時の安全確保にも留意した上で的確な避難指示等の発令を行う必要がある。 ・河川管理者、気象台は、自治体の的確な避難指示発令に資する情報をより分かりやすく、正確、迅速に提供する必要がある。また、自治体は、必要情報を河川管理者に要求し、主体的に取得する必要がある。 2 ・大規模出水時において住民が的確な避難行動を取ることができるように、河川管理者、防災担当者が取るべき行動と、適切な情報提供について事前に計画する必要がある。 3 ・自主防災組織や住民自身が河川、防災情報の内容や使い方を理解し、それに基づく的確な避難行動を取れるように、住民の防災力向上が必要である。 4 ・隣接市町への避難の検討が必要である。 ・コロナ禍での分散避難を推進すると共に、避難所受入人数や安全な避難経路の確認が必要である。 5 ・想定最大規模降雨に対する洪水ハザードマップが住民に定着しているか不安がある。 6 ・夜間や降雨時など窓を閉めた場合、防災行政無線が聞こえないことを踏まえ、多様な情報伝達手段を整備する必要がある。 7 ・危険性や避難の必要性が分かる情報提供が必要である。 8 ・危険水位等設定河川以外の河川については、危険水位設定の必要性を検討し、水位設定する場合は水位計の設置が必要である。 9 ・洪水浸水想定区域の追加指定に伴い避難確保計画策定対象の要配慮者利用施設の追加が見込まれるため、引き続き、計画作成及び避難訓練の実施に対する支援が必要である。 10 ・自主防災組織などと連携して、避難行動要支援者の避難誘導体制を整備する必要がある。 11	14.関係市町へのヒアリング結果を反映して現状と課題を更新

項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容
	 防災情報を伝達する防災行政無線  デジタル放送での河川情報の配信  洪水情報のプッシュ型配信の実施  想定最大規模降雨に対する洪水ハザードマップの作成	 防災情報を伝達する防災行政無線  デジタル放送での河川情報の配信  洪水情報のプッシュ型配信の実施  想定最大規模降雨に対する洪水ハザードマップの作成	

項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容
	③ 水防に関する現状と課題 □現状 ・水防団員へは防災メール等により水位等の情報提供を実施している。 ・出水期前に、自治体、水防団、住民等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。 ・出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。 ・県管理河川では、重要水防箇所の合同巡視を行っていない。 ■課題 ・洪水時、水防団員にどこまで情報が伝わっているか把握していないため、連絡体制の再確認が必要である。 ・水防団との連絡体制および近隣の水防団間の連絡体制の確保、重要水防箇所に関する情報の共有、伝達訓練の実施が必要である。 14 ・水防団員の安全確保が必要である。 （巡視に係る安全器具等の配備も含む。） ・県管理区間の重要水防箇所の位置や状況を把握するため、河川管理者、自治体、水防団、住民等との合同巡視が必要である。 15 ・備蓄している水防資機材・装備の定期的な点検、整備が必要である。 16  最上川での水防活動（釜段工）  河川管理者による河川巡視の状況	③ 水防に関する現状と課題 □現状 ・水防団員へは防災メール等により水位等の情報提供を実施している。 ・出水期前に、自治体、水防団と重要水防箇所の合同巡視を実施している。 ・出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。 ・県管理河川では、重要水防箇所の合同巡視を行っていない。 ■課題 ・洪水時、水防団員にどこまで情報が伝わっているか把握していないため、連絡体制及び情報共有の再確認が必要である。 ・水防団との連絡体制および近隣の水防団間の連絡体制の確保、重要水防箇所に関する情報の共有、伝達訓練の実施が必要である。 12 ・水防団員の安全確保が必要である。 （巡視時に着用する救命胴衣といった安全器具等の配備も含む。） ・県管理区間の重要水防箇所の位置や状況を把握するため、河川管理者、自治体、水防団、住民等との合同巡視が必要である。 13 ・備蓄している水防資機材・装備の定期的な点検、整備が必要である。 14  最上川での水防活動（釜段工）  河川管理者による河川巡視の状況	15.関係市町へのヒアリング結果を反映して現状と課題を更新

項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容
	④ 氾濫水の排水、施設運用に関する現状と課題 □現状 ・ 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 ■課題 ・ 排水樋管への排水ポンプ等の配置計画が必要である。 17 ・ 水門を閉めた際、操作状況を住民へ周知する必要がある。 18 ・ 復旧や生活再建のため、浸水をできる限り早期に解消する必要がある。 19  酒田河川国道事務所に配置されている排水ポンプ車  排水ポンプ車による内水排除状況 ⑤ その他 □現状 ・ 自治体の災害復旧経験者が不足している。 ・ 県を通じて災害情報の共有が図られている。 ■課題 ・ 自治体の災害対応にあたる人材不足を補うための支援・育成体制を強化するとともに、災害復旧に関する情報共有する取組を継続する必要がある。 20	④ 氾濫水の排水、施設運用に関する現状と課題 □現状 ・ 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 ■課題 ・ 内水被害の恐れがある箇所への排水ポンプ等による排水作業計画が必要。 15 ・ 水門を閉めた際、操作状況を住民へ周知する必要がある。 16 ・ 復旧や生活再建のため、浸水をできる限り早期に解消する必要がある。 17  酒田河川国道事務所に配置されている排水ポンプ車  排水ポンプ車による内水排除状況 ⑤ その他 □現状 ・ 自治体の災害復旧経験者が不足している。 ・ 県を通じて災害情報の共有が図られている。 ■課題 ・ 自治体の災害対応にあたる人材不足を補うための支援・育成体制を強化するとともに、災害復旧に関する情報共有する取組を継続する必要がある。 18	16.関係市町へのヒアリング結果を反映して現状と課題を更新

項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容
5.減災のための目標	**5. 減災のための目標** 円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して令和 7 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。 **【5 年で達成すべき目標】** **最上川下流及び赤川は、拡散的に氾濫する低平地の庄内平野に位置し、甚大な浸水被害を及ぼすおそれがあることから、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、山形県内で発生した平成 30 年 8 月、令和 2 年 7 月豪雨等の教訓を踏まえ、最上川下流及び赤川で発生しうる大規模災害※に対して命を守る・庄内平野を守るため「避ける、防ぐ、取り返す」ことにより、氾濫被害の最小化を目指す。** ○避けるとは・・・・・ 流域住民が主体的に水害リスクを把握し、水害から自ら避ける行動をとることを促し、命を守る取組 ○防ぐとは・・・・・・・ 地域の氾濫被害の防止や軽減を図り、堤防決壊を少しでも遅らせ避難時間を確保する取組 ○取り返すとは・・・ 堤防決壊により、広範囲な浸水被害となるため、1 日でも早い日常生活を取り返すための取組 ※大規模水害・・・ 想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害 **【目標達成に向けた3本柱】** 上記目標の達成に向け、河川管理者が実施する洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、以下の項目を 3 本柱とした取組を実施する。 ①住民の主体的で安全な避難行動を促す日頃からのリスクコミュニケーションの取組 ②発災時に人命と財産を守る水防活動の強化の取組 ③一刻も早く日常生活を取り返すための排水活動の強化の取組	**5. 減災のための目標** 円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して令和 12 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。 **【5 年で達成すべき目標】** **最上川下流及び赤川は、拡散的に氾濫する低平地の庄内平野に位置し、甚大な浸水被害を及ぼすおそれがあることから、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、山形県内で発生した平成 30 年 8 月、令和 2 年 7 月、令和 6 年 7 月豪雨等の教訓を踏まえ、最上川下流及び赤川で発生しうる大規模災害※に対して命を守る・庄内平野を守るため「避ける、防ぐ、取り返す」ことにより、浸水被害の最小化を目指す。** ○避けるとは・・・・・ 流域住民が主体的に水害リスクを把握し、水害から自ら避ける行動をとることを促し、命を守る取組 ○防ぐとは・・・・・・・ 地域の浸水被害の防止や軽減を図り、堤防決壊を少しでも遅らせ避難時間を確保する取組 ○取り返すとは・・・ 堤防決壊により、広範囲な浸水被害となるため、一刻も早い日常生活を取り返すための取組 ※大規模水害・・・ 想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害 **【目標達成に向けた3本柱】** 上記目標の達成に向け、河川管理者が実施する洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、以下の項目を 3 本柱とした取組を実施する。 ①住民の主体的で安全な避難行動を促す日頃からのリスクコミュニケーションの取組 ②発災時に人命と財産を守る水防活動の強化の取組 ③一刻も早く日常生活を取り返すための排水活動の強化の取組	17.関係市町へのヒアリング結果を反映

項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容
6.概ね5年で実施する取組	**6. 概ね5年で実施する取組** 氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。 ① 住民の主体的で安全な避難行動を促す日頃からのリスクコミュニケーション ■減災のための基盤や施設運用の整備等に関する取組 主な取組項目 / 課題対応 / 着手時期 / 取組機関 ・災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止する事態を想定した対策の実施および情報伝達系統の複数化を検討 / 1 / 継続 / 鶴岡市 酒田市 ・既存ダムの洪水調節機能強化 / 2 / 継続 / 東北電力 山形県 東北地整 国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Press Release 令和２年５月２９日 東北地方整備局 既存ダムの洪水調節機能強化に向け「治水協定」を締結 ～ダムの水害対策に使える容量が１．５倍に～ 東北地方整備局は、令和元年12月12日に定められた「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」※別紙 を踏まえ、１級河川１２水系にあるダムの関係機関（河川・ダム管理者と関係利水者）と「治水協定」を締結しました。 治水協定の締結により、東北地方整備局管内のダムにおいて水害対策に使える容量は、これまでのおよそ１．５倍となります。 今後、ダム関係機関と連携し、これからの出水期に備えます。 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた治水協定の締結  約 2.5m の架台の上に設置した非常用電源装置	**6. 概ね5年で実施する取組** 氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。 ① 住民の主体的で安全な避難行動を促す日頃からのリスクコミュニケーション ■減災のための基盤や施設運用の整備等に関する取組 主な取組項目 / 課題対応 / 着手時期 / 取組機関 ・既存ダムの洪水調節機能強化 / 1 / 継続 / 東北電力 山形県 東北地整 国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Press Release 令和２年５月２９日 東北地方整備局 既存ダムの洪水調節機能強化に向け「治水協定」を締結 ～ダムの水害対策に使える容量が１．５倍に～ 東北地方整備局は、令和元年12月12日に定められた「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」※別紙 を踏まえ、１級河川１２水系にあるダムの関係機関（河川・ダム管理者と関係利水者）と「治水協定」を締結しました。 治水協定の締結により、東北地方整備局管内のダムにおいて水害対策に使える容量は、これまでのおよそ１．５倍となります。 今後、ダム関係機関と連携し、これからの出水期に備えます。 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた治水協定の締結  約 2.5m の架台の上に設置した非常用電源装置	18.関係市町へのヒアリング結果を反映

項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容

■情報伝達、避難計画等に関する取組（1）

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
▼河川情報や防災情報の提供と充実			
・ホットラインによる確実な気象、水象情報の伝達と助言及びホットラインの活用	3	継続	全市町 山形県 気象庁 東北地整
・スマートフォンを活用した洪水予報等、リアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信・機能向上、住民への PR	3、8、9	継続	山形県 気象庁 東北地整
・メディアとの連携による洪水情報の提供	3、8、9	R3 年度新規	山形県 気象庁 東北地整
・線状降水帯の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策	3	継続	気象庁

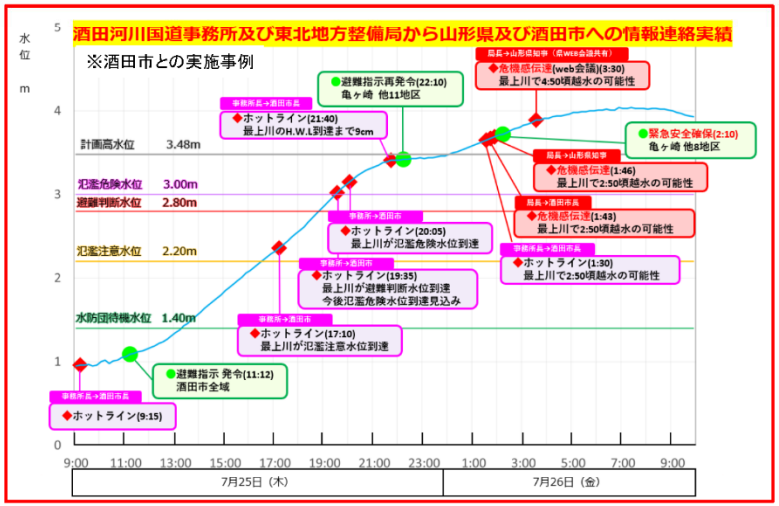
・今回の出水において関係自治体と酒田河川国道事務所で計 14 回に及ぶホットラインを実施

年月日	時刻	発信者	受信者	内容	備考
2020年7月28日	13:40	酒田河川国道事務所長	山形県鶴岡市長	・河川水位の予測情報 ・水位到達見込みについて	
2020年7月28日	13:45	酒田河川国道事務所長	山形県三川町長	・河川水位の予測情報 ・水位到達見込みについて	
2020年7月28日	13:49	山形県鶴岡市長	酒田河川国道事務所長	・羽黒地区の避難指示について（県管理黒瀬川）	
2020年7月28日	14:35	酒田河川国道事務所長	山形県鶴岡市長	・河川水位の予測情報 ・水位到達見込みについて	
2020年7月28日	14:38	酒田河川国道事務所長	山形県三川町長	・河川水位の予測情報 ・水位到達見込みについて	
2020年7月28日	15:40	酒田河川国道事務所長	山形県鶴岡市長	・河川水位の予測情報 ・水位到達見込みについて	
2020年7月28日	15:55	酒田河川国道事務所長	山形県三川町長	・河川水位の予測情報 ・水位到達見込みについて	
2020年7月28日	18:10	酒田河川国道事務所副所長（河川）	酒田市危機管理監	・河川水位の予測情報 ・水位到達見込みについて	
2020年7月28日	18:18	山形県鶴岡市長	酒田河川国道事務所長	・湯野沢地区の浸水状況について（県管理青龍寺川）	
2020年7月28日	19:10	山形県鶴岡市長	酒田河川国道事務所長	・切添地区の浸水状況について（県管理青川）	
2020年7月28日	19:30	酒田河川国道事務所副所長（河川）	酒田市危機管理監	・河川水位の予測情報 ・水位到達見込みについて	
2020年7月28日	23:00	山形県鶴岡市長	酒田河川国道事務所長	・湯野沢地区の排水要請について（県管理青龍寺川）	
2020年7月29日	6:10	酒田市危機管理監	酒田河川国道事務所副所長（河川）	・水位到達見込みについて問い合わせ	
2020年7月29日	7:35	酒田市危機管理監	酒田河川国道事務所副所長（河川）	・水位到達見込みについて問い合わせ	

ホットラインの実施状況

■情報伝達、避難計画等に関する取組（1）

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
▼河川情報や防災情報の提供と充実			
・ホットラインによる確実な気象、水象情報の伝達と助言及びホットラインの活用	2	継続	全市町 山形県 気象庁 東北地整
・スマートフォンを活用した洪水予報等、リアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信・機能向上、住民への PR	2、7、8	継続	山形県 気象庁 東北地整
・メディアとの連携による洪水情報の提供	2、7、8	継続	山形県 気象庁 東北地整
・線状降水帯の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策	2	継続	気象庁



令和 6 年 7 月出水におけるホットラインの実施状況

19.関係市町へのヒアリング結果を反映

20.図を令和6年7月洪水でのホットライン実施状況に更新

項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容
	■情報伝達、避難計画等に関する取組（2） 主な取組項目 / 課題対応 / 着手時期 / 取組機関 ▼多様な手段による住民への確実な避難情報等の伝達 ・防災ラジオ等の頒布拡大 / 8 / 継続 / 酒田市 三川町 庄内町 ・登録制メール等の普及、登録者数拡大 / 8 / 継続 / 庄内町 ・民間企業との災害時の情報発信に関する協定締結 / 8 / 継続 / 全市町 ・各種 SNS での防災情報の発信 / 8 / 継続 / 酒田市 三川町 庄内町 ・既存の情報伝達手段以外の確保、充実 / 8 / 継続 / 鶴岡市 三川町  自治会長へ緊急情報を伝達する防災ラジオ  既存の情報伝達手段以外の確保、充実	■情報伝達、避難計画等に関する取組（2） 主な取組項目 / 課題対応 / 着手時期 / 取組機関 ▼多様な手段による住民への確実な避難情報等の伝達 ・防災ラジオ等の頒布拡大 / 7 / 継続 / 酒田市 三川町 ・登録制メール等の普及、登録者数拡大 / 7 / 継続 / 酒田市 庄内町 ・各種 SNS での防災情報の発信 / 7 / 継続 / 酒田市 三川町 庄内町 ・既存の情報伝達手段以外の確保、充実 / 7 / 継続 / 鶴岡市 庄内町  自治会長へ緊急情報を伝達する防災ラジオ  既存の情報伝達手段以外の確保、充実	21.関係市町へのヒアリング結果を反映

項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容

■情報伝達、避難計画等に関する取組（3）

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
▼タイムラインの見直し、活用			
・避難情報着目型タイムラインの見直し、活用	4	継続	全市町 山形県 東北地整
・水害タイムラインの整備、活用	4	継続	鶴岡市 酒田市
・マイ・タイムライン作成支援、普及促進	5	継続	全市町



マイ・タイムライン作成講習会の様子



水害タイムライン策定会議

■情報伝達、避難計画等に関する取組（3）

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
▼タイムラインの見直し、活用			
・避難情報着目型タイムラインの見直し、活用	3	継続	鶴岡市 酒田市 東北地整
・水害タイムラインの整備、活用	3	継続	鶴岡市 酒田市
・マイ・タイムライン作成支援、普及促進	4	継続	全市町



マイ・タイムライン作成講習会の様子



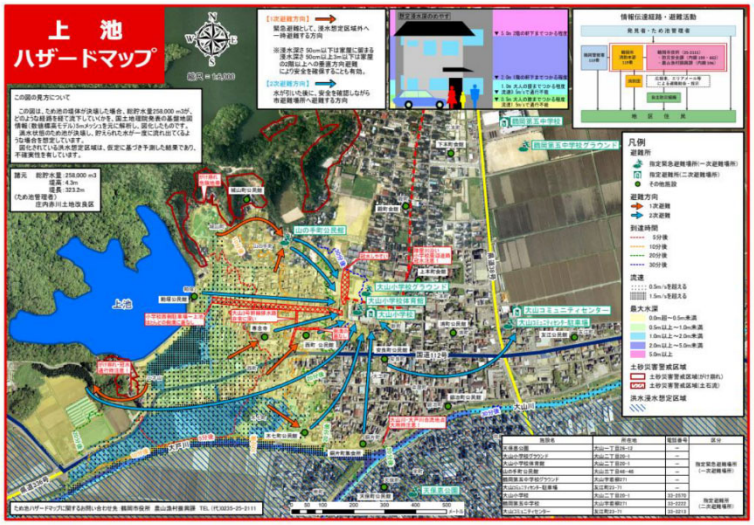
水害タイムライン策定会議

22.関係市町へのヒアリング結果を反映

項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容

■情報伝達、避難計画等に関する取組（4）

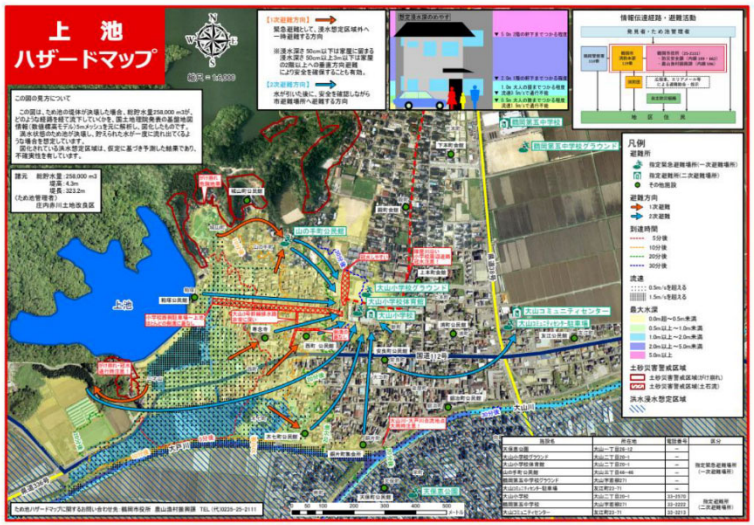
主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
▼ハザードマップの見直し、活用			
・想定最大規模の洪水でのハザードマップの見直し、活用	7、9	継続	全市町
・内水ハザードマップの整備 ・ため池ハザードマップの作成 ・複合的なハザードマップの作成	9	R3 年度新規	鶴岡市 酒田市 庄内町



ため池ハザードマップの作成

■情報伝達、避難計画等に関する取組（4）

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
▼ハザードマップの見直し、活用			
・想定最大規模の洪水でのハザードマップの見直し、活用	6、8	継続	鶴岡市 酒田市 三川町
・水害リスクマップの作成	8	R8 年度新規	東北地整
・内水ハザードマップの整備	8	継続	鶴岡市



ため池ハザードマップの作成

23.関係市町へのヒアリング結果を反映

項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容

■情報伝達、避難計画等に関する取組（5）

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
▼洪水予報・水位周知河川以外への避難指示発令の検討			
・危険水位等設定河川以外の河川について、避難指示の発令基準・区域の設定検討	10	継続	鶴岡市 酒田市 三川町
▼避難計画（広域避難、分散避難を含む）の検討			
・近隣市町との避難に関する検討・調整	6	継続	酒田市 三川町
・コロナ禍での分散避難の推進 ・避難先や避難経路等の事前調査	6	継続	全市町
▼避難確保計画の作成促進			
・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進	11	継続	鶴岡市 酒田市 三川町 山形県
・避難行動要支援者等のスムーズな避難誘導体制の整備および避難訓練実施方法の検討	12、13	継続	三川町 庄内町



避難確保計画作成講習会の開催

避難所以外の避難先の例

避難先の例		避難の仕方
自宅 （在宅・垂直避難）	 2階に避難	被害が少ない、倒壊等の恐れがない場合は自宅や車庫、作業場などを避難先として利用する。
自動車 （車中避難）	 車で避難	洪水時に浸水の恐れがない一時避難場所（イオン三川店屋上駐車場、庄内空港緑地公園）や、避難所敷地内の駐車場で、自身の車を避難先として利用する。
親戚宅等	 困ったときはお互い様	建物の倒壊や洪水時に浸水の恐れがない安全な地域の親戚や友人のお宅に避難する。

分散避難の呼びかけ、周知

■情報伝達、避難計画等に関する取組（5）

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
▼洪水予報・水位周知河川以外への避難指示発令の検討			
・危険水位等設定河川以外の河川について、避難指示の発令基準・区域の設定検討	9	継続	鶴岡市
▼避難計画（広域避難、分散避難を含む）の検討			
・近隣市町との避難に関する検討・調整	5	継続	酒田市 三川町
・コロナ禍での分散避難の推進 ・避難先や避難経路等の事前調査	5	継続	鶴岡市 酒田市 庄内町
▼避難確保計画の作成促進			
・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進	10	継続	鶴岡市 酒田市 山形県



避難確保計画作成講習会の開催

避難所以外の避難先の例

避難先の例		避難の仕方
自宅 （在宅・垂直避難）	 2階に避難	被害が少ない、倒壊等の恐れがない場合は自宅や車庫、作業場などを避難先として利用する。
自動車 （車中避難）	 車で避難	洪水時に浸水の恐れがない一時避難場所（イオン三川店屋上駐車場、庄内空港緑地公園）や、避難所敷地内の駐車場で、自身の車を避難先として利用する。
親戚宅等	 困ったときはお互い様	建物の倒壊や洪水時に浸水の恐れがない安全な地域の親戚や友人のお宅に避難する。

分散避難の呼びかけ、周知

24.関係市町へのヒアリング結果を反映

項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容

■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組（1）

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
▼防災知識の普及啓発、水害リスク情報等の共有			
・トップセミナーの実施	3	継続	全市町 山形県 東北地整
・地域住民との共同点検の実施	9	継続	全市町 東北地整
・防災知識の普及啓発、水害リスク情報等の共有	5、7、9	継続	全市町 山形県 気象庁 東北地整
▼防災教育及び人材育成等の実施			
・小中学校等における出前講座、水害教育の実施	5、7	継続	全市町 山形県 気象庁 東北地整
・自主防災組織の人材育成、防災講習会	5、12	継続	三川町 庄内町 気象庁



首長への危機管理トップセミナー


地域住民との合同点検


自主防災組織研修会


防災朝会の実施

■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組（1）

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
▼防災知識の普及啓発、水害リスク情報等の共有			
・トップセミナーの実施	2	継続	全市町 山形県 東北地整
・地域住民との共同点検の実施	8	継続	全市町 山形県 東北地整
・防災知識の普及啓発、水害リスク情報等の共有	4、6、8	継続	全市町 山形県 気象庁 東北地整
▼防災教育及び人材育成等の実施			
・小中学校等における出前講座、水害教育の実施	4、6	継続	全市町 山形県 気象庁 東北地整
・自主防災組織の人材育成、防災講習会	4、11	継続	全市町 山形県 気象庁 東北地整


トップセミナー


地域住民との合同点検


自主防災組織研修会


防災朝会の実施

25.関係市町へのヒアリング結果を反映

26.写真を更新

<table>
<tr><th>項目</th><th>計画（令和3年8月4日改定）</th><th>見直し案</th><th>変更内容</th></tr>
<tr>
<td></td>
<td>
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組（2）
<table>
<tr><th>主な取組項目</th><th>課題対応</th><th>着手時期</th><th>取組機関</th></tr>
<tr><td colspan="4">▼防災訓練、避難訓練等の実施</td></tr>
<tr><td>・ 避難行動要支援者等の避難訓練及び訓練への支援（避難確保計画に基づく要配慮者利用施設の訓練支援含む）</td><td>11、12</td><td>継続</td><td>全市町
山形県
気象庁</td></tr>
<tr><td>・ 避難情報着目型タイムラインを活用した洪水対応演習</td><td>3、4</td><td>継続</td><td>全市町
山形県
気象庁
東北地整</td></tr>
<tr><td>・ 自治体で実施する各種防災訓練</td><td>11</td><td>継続</td><td>全市町
気象庁</td></tr>
</table>

豪雨・風水害による洪水を想定した
要配慮者等の避難誘導訓練

令和元年度洪水対応演習
</td>
<td>
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組（2）
<table>
<tr><th>主な取組項目</th><th>課題対応</th><th>着手時期</th><th>取組機関</th></tr>
<tr><td colspan="4">▼防災訓練、避難訓練等の実施</td></tr>
<tr><td>・ 避難行動要支援者等の避難訓練及び訓練への支援（避難確保計画に基づく要配慮者利用施設の訓練支援含む）</td><td>10、11</td><td>継続</td><td>全市町
山形県
気象庁</td></tr>
<tr><td>・ 避難情報着目型タイムラインを活用した洪水対応演習</td><td>2、3</td><td>継続</td><td>全市町
山形県
気象庁
東北地整</td></tr>
<tr><td>・ 流域自治体との洪水対応演習</td><td>2、3</td><td>R8 年度新規</td><td>酒田市
三川町
山形県
東北地整</td></tr>
<tr><td>・ 自治体で実施する各種防災訓練</td><td>10</td><td>継続</td><td>全市町
山形県
気象庁</td></tr>
</table>

豪雨・風水害による洪水を想定した
要配慮者等の避難誘導訓練

令和 6 年度洪水対応演習
</td>
<td>27.関係市町へのヒアリング結果を反映

28.写真を更新</td>
</tr>
</table>

項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容

② 発災時に人命と財産を守る水防活動の強化

■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
・水防団員の安全確保を十分に行った上での洪水時の巡視、及び水防活動の連絡、実施体制の検討・構築	14、15	継続	全市町
・近隣水防団間の情報の共有	14	継続	鶴岡市 酒田市 庄内町
・重要水防箇所及び水防資機材の合同巡視・点検	15、16	継続	全市町 山形県 東北地整
・水防訓練・水防講習会の定期的な開催	15	継続	全市町 山形県 東北地整
▼備蓄資材の計画的な整備と定期点検の実施			
・備蓄資材の計画的な整備と定期点検の実施	16	継続	全市町 山形県 東北地整
・自主防災組織資機材等整備に対する補助	16	継続	酒田市 三川町
・町内会や個人への土のう配布	16	継続	鶴岡市 酒田市 庄内町
・土のうステーションの確保	16	R3 年度新規	三川町



水防訓練の実施



重要水防箇所合同巡視

② 発災時に人命と財産を守る水防活動の強化

■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
・水防団員の安全確保を十分に行った上での洪水時の巡視、及び水防活動の連絡、実施体制の検討・構築	12、13	継続	鶴岡市 酒田市 庄内町
・近隣水防団間の情報の共有	12	継続	鶴岡市 酒田市 庄内町
・重要水防箇所及び水防資機材の合同巡視・点検	13、14	継続	全市町 山形県 東北地整
・水防訓練・水防講習会の定期的な開催	13	継続	全市町 山形県 東北地整
▼備蓄資材の計画的な整備と定期点検の実施			
・備蓄資材の計画的な整備と定期点検の実施	14	継続	全市町 山形県 東北地整
・自主防災組織資機材等整備に対する補助	14	継続	酒田市 三川町 庄内町
・町内会や個人への土のう配布	14	継続	鶴岡市 三川町 庄内町
・土のうステーションの確保	14	継続	庄内町



水防訓練の実施



重要水防箇所合同巡視

29.関係市町へのヒアリング結果を反映

30.写真を更新

項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容
	③ 一刻も早く日常生活を取り返すための排水活動の強化 ■排水活動の強化、施設運用に関する取組	③ 一刻も早く日常生活を取り返すための排水活動の強化 ■排水活動の強化、施設運用に関する取組	

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
・排水施設操作状況の情報共有と地域住民等への情報提供方法の検討、構築	18	継続	全市町 東北地整
・排水計画の策定及び排水訓練の実施	17	継続	東北地整
・災害時の建設業組合との排水ポンプ連携体制構築	19	継続	鶴岡市 三川町





排水ポンプ車設置訓練

主な取組項目	課題対応	着手時期	取組機関
・排水施設操作状況の情報共有と地域住民等への情報提供方法の検討、構築	16	継続	鶴岡市 庄内町
・排水計画の策定及び排水訓練の実施	15	継続	山形県 東北地整
・災害時の建設業組合との排水ポンプ連携体制構築	17	継続	鶴岡市

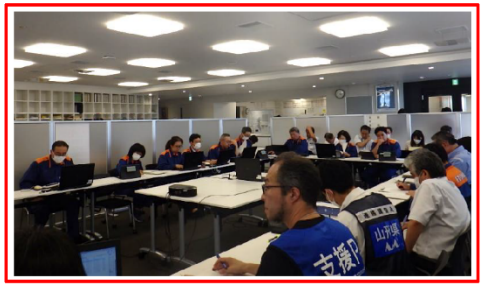




排水ポンプ車設置訓練　　排水ポンプ設置訓練

31.関係市町へのヒアリング結果を反映

32.写真を更新

項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容
	④ その他 ■減災・防災に関する支援 主な取組項目 / 課題対応 / 着手時期 / 取組機関 ▼災害時及び災害復旧に対する支援 ・支援体制の強化および災害情報の共有 / 20 / 継続 / 市町 山形県 気象庁 東北地整 ・JETT（ジェット：気象庁防災対応支援チーム）派遣 / 20 / 継続 / 気象庁  リエゾン派遣状況	④ その他 ■減災・防災に関する支援 主な取組項目 / 課題対応 / 着手時期 / 取組機関 ▼災害時及び災害復旧に対する支援 ・支援体制の強化および災害情報の共有 / 18 / 継続 / 全市町 山形県 気象庁 東北地整 ・JETT（ジェット：気象庁防災対応支援チーム）派遣 / 18 / 継続 / 全市町 気象庁  リエゾン派遣状況	33.関係市町へのヒアリング結果を反映 34.写真を更新

項目	計画（令和3年8月4日改定）	見直し案	変更内容
	7. フォローアップ 各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むものとする。 原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて全国の取組内容や技術開発の動向等も踏まえ、取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うものとする。 （附則） 平成２８年　８月２５日　作成 平成２９年１１月２７日　第１回改正 令和　３年　８月　４日　改定	**7. フォローアップ** 各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むものとする。 原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて全国の取組内容や技術開発の動向等も踏まえ、取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うものとする。 （附則） 平成２８年　８月２５日　作成 平成２９年１１月２７日　第１回改正 令和　３年　８月　４日　改定 令和　７年１２月〇〇日　改定予定	35.改定日変更